

県民経済計算の概念と構成 目次

| | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 県民経済計算の概念 | 1 |
| 2 | 推計の考え方 | 5 |
| 3 | 主要指標 | 6 |
| 4 | 主要系列表 | 7 |
| 5 | 付表 | 21 |
| 6 | 統合勘定 | 23 |
| 7 | 制度部門別所得支出勘定 | 25 |
| 8 | 制度部門別資本勘定 | 28 |
| 9 | 推計方法 | 29 |

1 県民経済計算の概念

(1) 県民経済計算とは

県民経済計算は、国民経済計算の基本的な考え方や仕組みに基づき、都道府県という行政区域を単位として一定期間(会計年度)の経済活動の成果を計測するものである。

県民経済計算のねらいは、県内あるいは県民の経済の循環と構造を生産、分配、支出等各方面にわたり計量把握することにより県経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な県経済指標として、県の行財政・経済施策の基礎資料とするものである。

(2) 県民経済計算の機能

県民経済計算には、以下のような機能があり、県という行政区域における経済活動の実態を総合的に把握できる。

- ア 県経済の規模や経済成長率により、県経済の動向を知ることができる。
- イ 産業の構造(地域性)を明らかにすることができる。
- ウ 所得水準や分配状況について、全国や他県と比較できる。
- エ 家計消費や企業の設備投資の動向を把握することができる。

(3) 県民経済計算の構成

経済活動は、「生産」活動→「分配」活動→「支出」活動という3つの行動を循環することで成立している。

ア 生産：県内総生産（生産側）

「生産」とは、県内の経済活動によって新たに生み出される付加価値のことである。

イ 分配：県民所得

「分配」とは、生産された付加価値が、個人が働いて得る給料や企業の利益、銀行から受け取る利子等の財産収入として配分されることである。

ウ 支出：県内総生産（支出側）

「支出」とは、家計や企業に分配された収入が、商品の購入や設備に投資されることである。

この3つの循環の概念を図に表すと次のとおりとなる。

1 県民経済計算の概念

| | | | |
|-------------------------|-----------------------|------------------------|--|
| 財貨・サービスの提供価額(出荷額、売上額など) | | | |
| 生産 | 中間投入(材料費) | 付加価値 = 県内総生産(生産側) | |
| | | 県内純生産(要素費用表示) | 生産・輸入品に課される税(控除)補助金 固定資本減耗 |
| 分配 | 県外からの所得(純) | 県民所得 | |
| | | 県民雇用者報酬(給料、退職金など) | 財産所得(利子、配当など) 企業所得(会社の利潤など) |
| 支出 | 財貨・サービスの移出入(純)統計上の不突合 | 県内総生産(支出側) | |
| | | 民間最終消費支出(家計の飲食費、住居費など) | 地方政府等最終消費支出(県、市町村、地方社会保険基金の消費) 総資本形成(住宅建設、企業設備への投資など) |

(4) 県民経済計算の原則

県民経済計算の体系は、県経済の循環と構造を社会会計方式により、1年間の経済活動を「生産」、「分配」、「支出」に分けて、事後的に整合したかたちで記録する統計システムである。経済活動は、生産→分配→支出という循環を繰り返す。

県民経済計算は、同一期間の経済活動を異なる側面からとらえたものであり、この3つの値は理論上は一致する。これを「三面等価の原則」という。

記録方法は、経済活動を「取引」として捉え、取引への参加者を「取引主体」と「取引客体」に分け、「取引」を受払いの両面から、貸借の原理・複式記録の手法に基づいて経済活動別並びに経済主体別の勘定としている。

「県内総生産(支出側)」とは、「支出された総額」という意味ではなく「総生産に見合う支出」という意味である。「県内総生産(生産側)」と「県内総生産(支出側)」は、常に一致する。

この原則は、経済構造の循環をみる上で役に立つほか、推計する上でも、三面からの推計結果を相互にチェックするという機能を持っている。

(5) 県民経済計算の評価基準

県民経済計算には、いろいろな概念があり、生産額などのとらえ方にも違いがある。

ア 総(グロス)と純(ネット)

建物・機械設備などの固定資産は、生産の過程において消耗していく(固定資本減耗※)。付加価値を評価する際、この固定資本減耗を含んだものを「総」(グロス)といい、含まないものを「純」(ネット)という。

※ 固定資本減耗……構築物、設備、機械等再生産可能な固定資産について、通常の摩損及び損傷(減価償却)、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等(資本偶発損)からくる減耗分を評価した額である。

1 県民経済計算の概念

イ 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、市場で取り引きされる価格で評価したものである。

要素費用表示とは、生産のために必要とされる要素（土地、労働、資本）に支払う価格で評価したものである。

| |
|--------------------------------------|
| 市場価格表示 = 要素費用表示 + 生産・輸入品に課される税 - 補助金 |
|--------------------------------------|

ウ 名目と実質

名目とは、市場で実際に取り引きされている価格で計算した額である。

実質とは、ある特定の年を基準として、物価変動分を取り除いた額である。経済の実質的な動きを把握する場合、実質の額の動きをみるとよい。

実質化の方法として、連鎖方式がある。

連鎖方式は、常に前年の価格構造のウェイトを用いて伸び率を計算し、それを毎年掛け合わせて実質値を計算している。そのため、前年を「基準年」、デフレーター※ = 100となる年を「参照年」と呼んでいる。

※ デフレーター……物価変動を控除して、実質値を求める際に用いられる指数である。

エ 県民ベースと県内ベース

県民ベースとは、県民が行った生産活動によって生み出された付加価値を対象とするもので、活動地域に係わりなく把握するものである。

県内ベースとは、県という行政区域内の生産活動によって生み出された付加価値を対象とするもので、たずさわった者の居住地に係わりなく把握するものである。

| | 居住者(法人、政府機関等も含む) | 活動場所 |
|-------|------------------------------|--------|
| 県民ベース | 埼玉県の住民 | 問わない |
| 県内ベース | 埼玉県内で経済活動に従事している人(埼玉県外の人も含む) | 埼玉県内のみ |

県民経済計算の評価基準をまとめると、次のとおりである。

| 統計表の種類 | 評価基準 | | | |
|--------------|--------|--------|----|-------|
| | 総(グロス) | 市場価格表示 | 名目 | 県内ベース |
| 県内総生産(生産側)名目 | 総(グロス) | 市場価格表示 | 名目 | 県内ベース |
| 県内総生産(生産側)実質 | 総(グロス) | 市場価格表示 | 実質 | 県内ベース |
| 県民所得の分配 | 純(ネット) | 要素費用表示 | 名目 | 県民ベース |
| 県内総生産(支出側)名目 | 総(グロス) | 市場価格表示 | 名目 | 県内ベース |

(6) 取引主体の分類

県民経済計算のように、マクロ経済における集計量を取り扱う勘定体系においては、個々の経済主体を同質のグループに集約する必要がある。

経済の循環には、モノの流れとカネの流れの二面がある。県民経済計算では、モノの流れをとらえるための「経済活動別分類」と、カネの流れをとらえるための「制度部門別分類」の2種類の取引主体に分類している。

ア 経済活動別分類

経済活動別分類は、経済のモノ（財貨・サービス）の流れに関する取引主体の分類であり、生産技術、費用、販売面における等質性を重視している。この分類では、実際に作業を行う工場や事業所を基本単位として、農林水産業、製造業、建設業、卸売・小売業、不動産業、専門・科学技術、業務支援サービス業、公務、保健衛生・社会事業などに区分している。

事業所はまた、市場生産者と非市場生産者にも分けられる。財貨・サービスを経済的に意味のある価格で供給する場合は「市場生産者」、無料又は経済的に意味のない価格で供給する場合は「非市場生産者」に区分される。市場生産者には、民間企業の事業所のほか、政府機関のうち公的企業^{*}に分類される事業所が含まれる。非市場生産者には、一般政府と対家計民間非営利団体が含まれる。

※ 公的企業

政府に所有（株式・資本の大多数以上を所有している場合）又は支配（政策・管理・運用等、企業経営の重要な局面に影響を与えている場合）されている企業のうち、生産技術や経営形式等が民間企業と類似しているものをいう。

イ 制度部門別分類

制度部門別分類は、カネ（金融）の流れに関する分類で、所得の受け取りや処分、資金調達に関する意思決定面での等質性を重視している。この分類では、事業所を統括した企業が分類の基本単位となり、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計（個人企業を含む）」、「対家計民間非営利団体」の5部門に分類している。

このうち、一般政府について、2011年（平成23年）基準においては、中央政府及び全国社会保障基金（中央政府等）の地域事業所は、県内に所在する制度単位として扱っていたが、2015年（平成27年）基準では、事業所としてはその存在地域に立地するが、制度単位としてはいずれの地域にも属さない擬制的な地域（準地域）に所在するものとされた。

そのため、県民経済計算の制度部門「一般政府」は、2015年（平成27年）基準では、地方政府及び地方社会保障基金（地方政府等）からなるものと変更されている。

これにより、地域区分の名称を次のように使い分けている。

◆地理的な区分：県内、県外

◆制度単位による概念的な区分

域内（自県の制度部門が所在する概念上の地域）

域外（他県の制度部門及び中央政府等が所在する概念上の地域）

2 推計の考え方

県民経済計算では、内閣府経済社会総合研究所から提供された資料を基本として、以下のような考え方にに基づき推計を行っている。

県の数値が基礎統計で直接表章されている場合は積上げ集計、表章されていない場合は基礎統計の全国値や国民経済計算の値を従業者数等の指標で按分する方法を基本としている。

(1) 生産系列

- ア 各種資料を用いて経済活動別に「産出額」を推計する。
- イ 「中間投入額」を推計する。
- ウ 「産出額」－「中間投入額」により「県内総生産」を算出する。
- エ 「固定資本減耗」、「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を推計・控除し、「県内要素所得」を算出する。
- オ 「県内要素所得」から分配系列で算出される「県内雇用者報酬」を控除し、「営業余剰・混合所得」を算出する。

(2) 分配系列

- ア 各種資料を用いて「県民雇用者報酬」、「財産所得」を推計する。
- イ 生産系列で算出される「営業余剰・混合所得」に「財産所得」の受払を考慮し「企業所得」を算出する。
- ウ 「県民雇用者報酬」＋「財産所得」＋「企業所得」により「県民所得」を算出する。
- エ 「その他の経常移転」を推計・加算し、「県民可処分所得」を算出する。

(3) 支出系列

- ア 各種資料を用いて「民間最終消費支出」、「地方政府等最終消費支出」、「県内総資本形成」を推計する。
- イ 「財貨・サービスの移出入（純）」を推計する。
- ウ 合計値と生産系列の「県内総生産」との差額を「統計上の不突合」として計上し、「県内総生産（支出側）」を算出する。

3 主要指標

主要指標とは、県民経済計算を利用する上で、その利用頻度が高く、県経済を把握するに当たり参考となる数値を時系列に表しており、主なものは以下のとおりである。

(1) 経済規模

名目県内総生産、実質県内総生産、県民所得及び県民総所得の規模及び対前年度増加率を計算したものである。県経済の全体的な動きを把握するための指標である。

なお、これに関連して、国内総生産などの成長率を（参考）全国値欄に掲載している。

(2) 1人当たり水準

ア 県内就業者1人当たり県内純生産

要素費用表示の県内純生産を県内概念の就業者数で割ったものである。県内の労働生産性を計るための指標である。

イ 1人当たり県民所得

県民所得（要素費用表示）を県の総人口で割ったものである。総人口には、各年10月1日現在の国勢調査人口または推計人口（総務省統計局）を用いている。

県民所得には、給与のほか、法人の利益や各制度部門の財産所得も含まれ、総人口には、乳児などの生産に従事しない者も含まれる。

ウ 1人当たり県民総所得

県民総所得を県の総人口で割ったものである。

県民総所得とは、県内総生産に県外からの所得（純）を加えたもので、GDPが使われる以前のGNP概念（現在のGNI）の県内分に相当する。

エ 県民雇用者1人当たり雇用者報酬

県民の雇用者報酬総額を県民雇用者数で割ったものである。県民の賃金水準を表す指標である。社会保険料の雇主負担分などが含まれる。

県民雇用者とは、県内に常住する雇用者（雇用される者）のことで、就業地は県内外に及ぶ。

オ 1人当たり家計可処分所得

家計可処分所得を県の総人口で割ったものである。

家計可処分所得とは資産を処分したり負債を増やしたりすることなく、最大限財貨やサービスの消費に使うことのできる価額であり、家計最終消費支出と貯蓄に処分されることである。

カ 1人当たり家計最終消費支出

家計最終消費支出（名目）を県の総人口で割ったものである。県民の消費水準を計るための指標である。

4 主要系列表

主要系列表は、県経済を生産、分配、支出の三面から詳細かつ時系列に表したものである。

(1) 経済活動別県内総生産

経済活動別県内総生産とは、1年間に県内の各事業所で生み出された付加価値（純粋にその事業所のみで生み出した価値）の合計を、経済活動別に表したものである。

各経済活動の「実数」、「対前年度増加率」、「構成比」、「対前年度増加寄与度」で表している。

この4つの表を使うことにより、県経済の規模、構成の移り変わり及び各活動の勢い等を把握することができる。

県内総生産の算出方法は、下記のように表される。

$$\text{県内総生産（生産側）} = \text{産出額} - \text{中間投入}$$

ア 用語説明

| | |
|--------|---|
| 産出額 | ある事業所内で生産された財貨・サービスの額であり、商品が生産者の事業所において販売される価格で評価される。 ここでいう生産には、物理的な生産物（農業・製造業等）だけでなく、サービス生産（金融・保険業等）も含まれる。 |
| 帰属サービス | 貨幣と交換されない財貨・サービスのことである。 例：農家が作った農産物を自分の家で消費する場合 企業に勤める社員用の住宅 県民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスが市場に出されたものと仮定して産出額を求め、全体の産出額に含める。 |
| 事業所 | 財貨・サービスの生産を業として行っている場所のことで、原則として生産の推計単位となる。 |
| 中間投入 | 生産の過程で消費された原材料・光熱燃料等の額であり、消費する事業所が購入する時点の価格で評価される。 |

4 主要系列表

イ 「経済活動別県内総生産」の構成

| | |
|------------------------|--|
| <p>県内総生産</p> | <p>県内の各事業所で生み出された付加価値（純粹にその事業所のみで生み出した価値）の合計で、産出額から中間投入を控除したものに当たる。</p> <p>また、それぞれの事業所が生み出す財貨・サービスの種類により、さらに細かく分類される。</p> <p>県内総生産を構成する産業は次頁のとおり。</p> |
| <p>輸入品に課される税・関税</p> | <p>輸入品に課される税・関税（以下「関税等」という）とは、生産・輸入品に課される税の一種であり、関税、輸入品商品税及び輸入品に係る消費税からなり、輸入した事業所所在県で計上される。</p> <p>生産面において、関税等は産出額の中に含まれているが、中間投入の中にも含まれているので、このまま総生産を計算すると、関税等分が控除されることとなる。</p> <p>しかし、支出面においては、関税等分を含んでいるため、三面等価の原則から、生産面においても関税等分を加算する必要がある。</p> <p>なお、生産面では納税する生産者を特定できないため、全産業分を一括して加算処理する。</p> |
| <p>（控除）総資本形成に係る消費税</p> | <p>総資本形成（設備投資及び在庫投資）にかかる消費税の控除額である。</p> <p>支出面における総資本形成の額は、消費税額を控除して計上している。</p> <p>一方、生産面では、総資本形成は税込みで投資したものとして計算されるため、消費税分を一括控除する必要がある。</p> <p>なお、生産面では納税する生産者を特定できないため、全産業分を一括して控除する。</p> |

4 主要系列表

ウ 経済活動別分類と日本標準産業分類の対応表

| J S N A 経済活動分類 | 日本標準産業分類 (J S I C) (平成25年10月改定) |
|--|--|
| 1 農林水産業 (1) 農業 (2) 林業 (3) 水産業 | 01 農業 (0113 のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→その他のサービス業) 02 林業 0113 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む) (うち「きのこ類の栽培」) 03 漁業 (水産養殖業を除く) 04 水産養殖業 |
| 2 鉱業 | 05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業 |
| 3 製造業 (1) 食料品 (2) 繊維製品 (3) パルプ・紙・紙加工品 (4) 化学 (5) 石油・石炭製品 (6) 窯業・土石製品 (7) 一次金属 (8) 金属製品 (9) はん用・生産用・業務用機械 (10) 電子部品・デバイス (11) 電気機械 (12) 情報・通信機器 (13) 輸送用機械 (14) 印刷業 (15) その他の製造業 | 09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 (うち「硬化油(食用)」) 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場 11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品) 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」 →食料品) 17 石油・石炭製品製造業 21 窯業・土石製造業 (2181 砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」 15 印刷・同関連業 12 木材・木製品製造業 (家具を除く) 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業 |
| 4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 (1) 電気業 (2) ガス・水道・廃棄物処理業 | 33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (うち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業 |
| 5 建設業 | 06 総合工事業 07 職別工事業 (設備工事業を除く) 08 設備工事業 |
| 6 卸売・小売業 | |

4 主要系列表

| J S N A 経済活動分類 | 日本標準産業分類 (J S I C) (平成25年10月改定) |
|-----------------------|---|
| (1)卸売業 | 50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 |
| (2)小売業 | 959 他に分類されないサービス業 (うち「卸売市場」) 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業) 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 (6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋 |
| 7 運輸・郵便業 | 361 上水道業 (うち「船舶給水業」) 42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業 (信書便事業を含む) 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く。) 791 旅行業 861 郵便局のうち「郵便」 |
| 8 宿泊・飲食サービス業 | 75 宿泊業 (うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く) 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→教育) |
| 9 情報通信業 | |
| (1)通信・放送業 | 37 通信業 862 郵便局受託業 38 放送業 |
| (2)情報サービス・映像音声文字情報制作業 | 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業 |
| 10 金融・保険業 | 62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関 (6421 質屋→小売業) 65 金融商品取引業, 商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む) |
| 11 不動産業 | |
| (1)住宅賃貸業 | 692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料 |
| (2)その他の不動産業 | 68 不動産取引業 691 不動産賃貸業 (貸家業、貸間業を除く) (6912 土地賃貸業を除く) 692 貸家業・貸間業 693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場 (所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業 |
| 12 専門・科学技術、業務支援サービス業 | 70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 |

4 主要系列表

| J S N A 経済活動分類 | 日本標準産業分類（J S I C）（平成25年10月改定） |
|----------------|--|
| | 72 専門サービス業（他に分類されないもの） （727 著述・芸術家業→その他のサービス） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの） （746 写真業→その他のサービス） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 |
| 1 3 公務 | 97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体 |
| 1 4 教育 | 7721 配達飲食サービス業（うち「学校給食」） 81 学校教育（819 幼保連携型認定こども園（うち「保育所型」）→保健衛生・社会事業 82 その他の教育、学習支援業 821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業 |
| 1 5 保健衛生・社会事業 | 819 幼保連携型認定こども園（うち「保育所型」） 6033 調剤薬局（うち「調剤」） 8229 その他の職業・教育支援施設（うち「児童自立支援施設」） 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業（8511 社会保険事業団体→公務） |
| 1 6 その他のサービス | 014 園芸サービス業 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 （791 旅行業→運輸・郵便業） 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 86 郵便局 8612 郵便局のうち「郵便」→運輸・郵便業 862 郵便局受託業→通信・放送業 87 協同組合（他に分類されないもの） 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） （901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業） 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス（952 と畜場→食料品製造業） |

(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配

「県民所得及び県民可処分所得の分配」とは、「制度部門別所得支出勘定」（各制度部門における所得の支出・受取による分配、再分配の結果）を一表にまとめ、時系列に組み替えることにより、分配面から県経済の実態を明らかにするものである。

| 「県民所得及び県民可処分所得の分配」 | 「制度部門別所得支出勘定」 |
|------------------------------|---|
| (1) 県民雇用者報酬 | ・ 県民雇用者報酬 |
| (2) 財産所得（非企業部門） | ・ 「一般政府」「対家計民間非営利団体」「家計」の財産所得（純） |
| (3) 企業所得（法人企業分配所得受払後） | ・ 「非金融法人企業」「金融機関」「個人企業」の営業余剰・混合所得＋財産所得（純） |
| (4) 県民所得（要素費用表示）←(1)+(2)+(3) | ・ 「一般政府」の 生産・輸入品に課される税－補助金 |
| (5) 生産・輸入品に課される税（控除）補助金 | ・ 財産所得以外の経常移転（純） |
| (6) 県民所得（市場価格表示）←(4)+(5) | |
| (7) その他の経常移転（純） | |
| (8) 県民可処分所得←(6)+(7) | |

ア 県民雇用者報酬

県民雇用者報酬とは、県内に常時居住し、生産活動に常雇・日雇を問わず従事する雇用者の所得で、下記の(ア)～(ウ)を計上し、一次分配の状況を示している。

※（除外）個人業主の所得→雇用者に対する給与ではないため、企業所得に計上する。

(ア) 賃金・俸給

次のものが該当する。

現金給与、現物給与、役員報酬、議員歳費等、給与住宅差額家賃

(イ) 雇主の現実社会負担

「雇主の現実年金負担」と「雇主の現実非年金負担」からなる。

「雇主の現実年金負担」は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分（会計基準対象となる部分）も含まれる。

一方、「雇主の現実非年金負担」には、社会保障制度のうち、医療保険、介護保険、雇用保険及び児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

4 主要系列表

(ウ) 雇主の帰属社会負担

「雇主の帰属年金負担」と「雇主の帰属非年金負担」からなる。

「雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ記録される概念である。具体的には、下式のとおり、企業会計上、発生主義により記録される。これら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。

$$\text{雇主の帰属年金負担} = \text{現在勤務増分} + \text{年金制度の手数料} - \text{雇主の現実年金負担}$$

こうした記録を行うのは退職一時金を含む確定給付型の場合のみであり、確定拠出型の場合には適用されない。

一方、「雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金（例えば退職給付規定による支給額を超える部分等）の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

イ 財産所得

財産所得とは、「一般政府」「家計」「対家計民間非営利団体」など、非企業部門における財産の使用によって生じる所得をいう。

家計部門については、次の(ア)～(エ)を計上している。

(ア) 利子

利子とは、預貯金、貸出金などについて生じた利息・割引料などの所得移転である。この利子には金融仲介サービスの対価が反映されていることから、調整を行っている。

(イ) 法人企業の分配所得

企業への出資に関して生じた所得の移転であり、株式に対する配当をはじめとする民間非金融法人企業、協同組合の剰余金の分配のほか、法人格を有しない政府企業の剰余金の一般政府への繰り入れ（いわゆる、一般政府の公的企業からの引き出し）や企業の海外支店収益、海外子会社の未配分収益なども法人企業の分配所得として扱われる。

なお、信託収益及び保険契約者配当は、それぞれ利子、保険契約者に帰属する投資所得として扱われる。

(ウ) その他の投資所得

a 保険契約者に帰属する投資所得

保険契約者に帰属する投資所得は、生命保険（及び年金保険）、非生命保険（及び定型保証）の保険帰属収益、保険契約者配当からなる。

b 年金受給権に係る投資所得

雇用関係をベースとする退職後所得保障（企業年金等）について、制度を運

4 主要系列表

営する年金基金（金融機関）に対して、受給者たる雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。

c 投資信託投資者に帰属する投資所得

投資信託の留保利益分を指す。

(エ) 賃貸料

賃貸料は、土地等の非生産資産の所有者である制度単位（賃貸人）が他の制度部門（賃借人）にこれを賃貸し、生産活動に使わせる見返りとして受け取る所得を指す。具体的には、土地の純賃貸料である。

ウ 企業所得（法人企業の分配所得受払後）

企業所得とは、営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額、つまり純財産所得を加えたもので、次の(ア)～(ウ)を計上する。

(ア) 民間法人企業

民間法人企業は、制度部門別所得支出勘定の「非金融法人企業」と「金融機関」から導き出されており、他部門への配当金等の受払後のものについて表示している。

(イ) 公的企業

公的企業とは、一般政府部門の活動であっても、民間企業と同じような財貨・サービスを提供し、独立採算性をとっている部門をいう。非金融法人企業と金融機関から構成される。

例：特別会計、公営事業、準公営事業等

(ウ) 個人企業

個人企業とは、個人が企業の主体となって、家族の労働を使って運営する企業であり、次のa～cに分けて表示している。

a 農林水産業

b その他の産業

c 持ち家

自己所有の住宅（持ち家）は、借家と同様のサービスが生産、消費されるものと仮定し、不動産業を営む個人企業として計上する（帰属家賃）。

エ 県民所得（要素費用表示）

要素費用表示の県民所得とは、県民雇用者報酬＋財産所得＋企業所得でとられ、県民が1年間に行った生産活動によって発生した純生産額が、県内の居住者にどのように分配されたのかを示している。

| |
|---|
| 県民所得（要素費用表示）＝県民純生産（要素費用表示） ＝県内純生産（要素費用表示）＋県外からの所得（純） |
|---|

オ 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（＝生産・輸入品に課される税－補助金）
生産・輸入品に課される税（控除）補助金とは、所得・富等に課される税（所得税、法人税等）以外の一般政府の租税収入である。

カ 県民所得（市場価格表示）

市場価格表示の県民所得とは、実際に市場での取引価格で県民所得を評価し

たものである。

県民所得(市場価格表示)

= 県民所得(要素費用表示) + 生産・輸入品に課される税 - 補助金

キ その他の経常移転(純)

その他の経常移転(純)とは、制度部門別所得支出勘定の所得・富等に課される税、社会負担・給付、損害保険金など財産所得以外の経常移転(純)の制度部門別受取額から支払額を控除したものである。

ク 県民可処分所得

県民可処分所得とは、県民所得(市場価格表示)から税金・社会保険料・年金給付などの財産所得以外の経常移転の受払を済ませた手取りのことで、純粋に消費と貯蓄に充てられる所得である。

県民可処分所得の中から最終消費支出が行われ、残ったものが貯蓄となる。

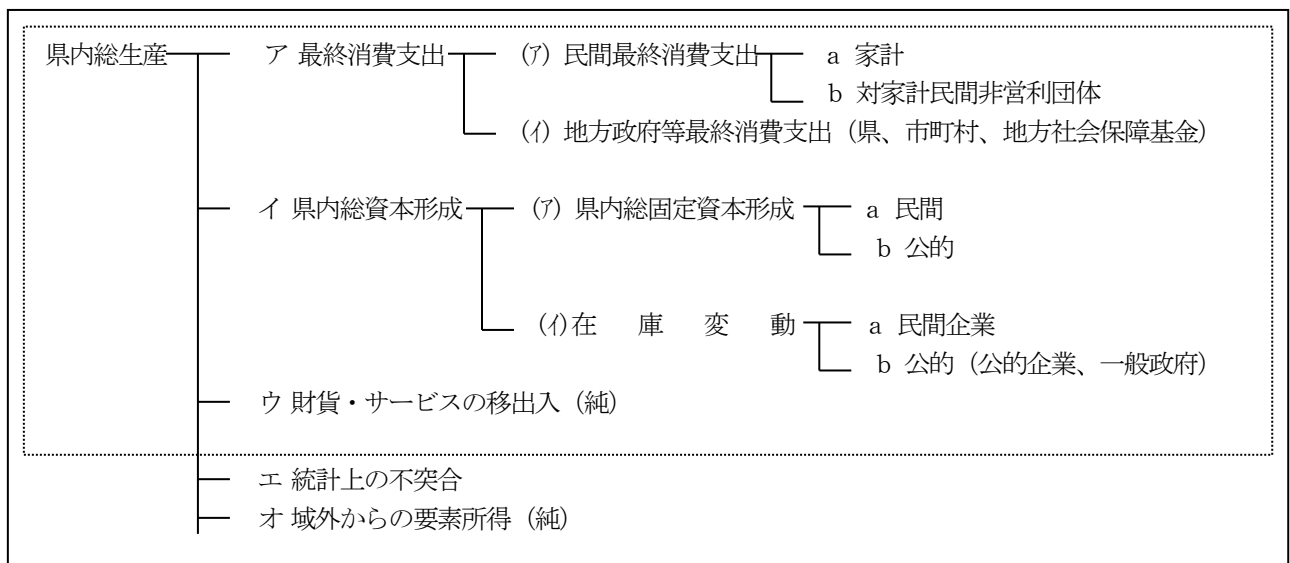
県民可処分所得 = 県民所得(要素費用表示) + 生産・輸入に課される税 - 補助金 + その他の経常移転(純)
 = 県民所得(市場価格表示) + その他の経常移転(純)
 = 最終消費支出 + 貯蓄

(3) 県内総生産(支出側)

県内における家計(個人企業を含む)、対家計民間非営利団体、民間及び公的企業、一般政府(県、市町村、国の機関など)(以下これらを経済主体という)が生み出した付加価値(総生産)は、所得として各経済主体に分配され、さらに生計を営むための消費支出や住宅及び企業設備への投資として支出される。

県内総生産(支出側)とは、県内で1年間に支出された総額をいう。理論的には、生産された生産物はすべて何らかの消費支出として処分されることから、県内総生産(支出側)は県内総生産(生産側)に等しくなる。県内における経済活動の大きさは、生産面だけでなく、支出面でもとらえることができる。

県内総生産(支出側)は、財貨・サービスの処分形態により以下のように分けられる。



ア 最終消費支出

(ア) 民間最終消費支出

民間最終消費支出とは、家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出の合計をいう。

a 家計最終消費支出

居住者としての家計(個人企業を除く)が行う1年間における新たな財貨・サービスの処分に対する支出をいう。

(a) 現金支払によるもの

- ・ 通常の商品購入(食料、住居、光熱水道、教育、教養娯楽など)
- ・ 医療費のうち自己負担分
- ・ 一般政府の非商品生産物(サービス)の対価(公立学校の授業料など)

※(a)のうち、以下のものは、財貨・サービスの最終処分に当たらないので、ここには含まれない。

- ・ 家計間等の経常移転 …… 仕送り金、贈与金、労働組合費、寄付金など
- ・ 直接的移転のもの …… 直接税、社会保険料、罰金、手数料など
- ・ 投資活動扱いのもの …… 土地造成、住宅建設(→イ(ア)総固定資本形成を参照)

(b) 対価の支払はないが、財貨・サービスの処分に含まれるもの

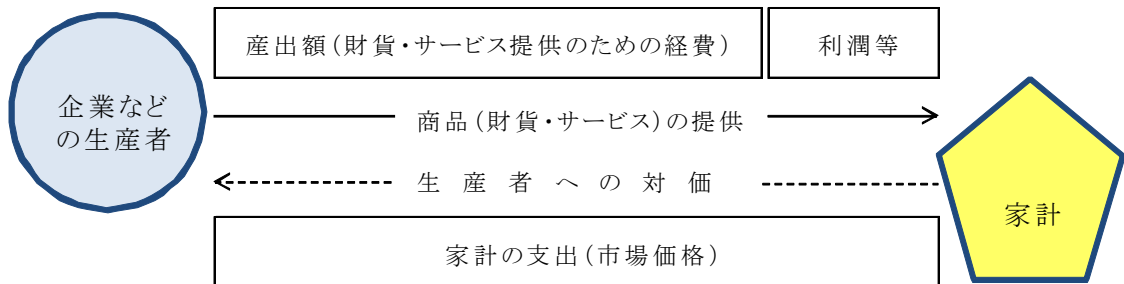
- ・ 自営業の自家消費(農作物や商品など)
- ・ 雇用勤労者の給与住宅差額家賃
- ・ 自己所有住宅の帰属家賃(市中家賃に換算した場合の評価額)

b 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、非市場生産者（非営利）（対家計民間非営利団体）の産出額から、財貨・サービスの販売を控除したものである。すなわち、対家計民間非営利団体の販売での収入は、生産コスト（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）をカバーしえず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

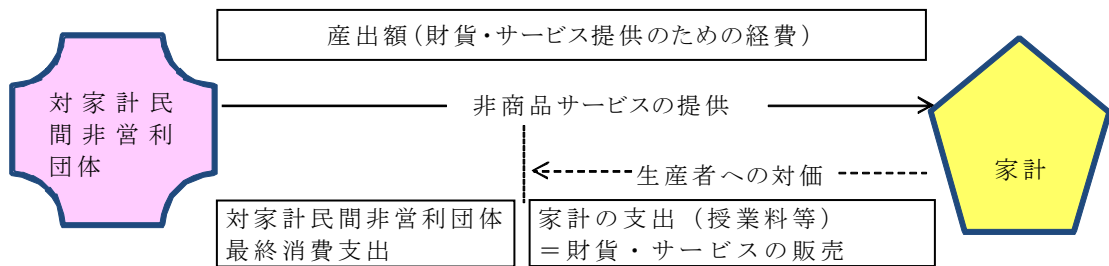
「商品」となる財貨・サービスを提供する企業などの生産者は、基本的に利潤の追求を目的として活動することから、その商品価格については、商品を提供するために必要な経費より高く設定する。

（企業などの生産者の場合）



対家計民間非営利団体は、これと異なり、利潤追求を目的としない公益性の高い非商品サービスの提供を主な活動としていることから、その価格については、必要な経費を補う水準に設定することができない。

（対家計民間非営利団体の場合）



（私立学校の例）

生産者がサービスを提供するためには、当然に経費がかかり（＝産出額）、主に次のようなもので構成される。

産出額 = 中間投入 + 固定資本減耗 + 雇用者報酬 + 生産・輸入品に課される税（除く補助金）

施設管理諸経費

職員の給与

教育サービスの受益者である家計は、生産者への対価として授業料（＝財貨・サービスの販売）を負担するが、これは非商品の購入とみなされるので家計最終消費支出となる。

生産者は、財貨・サービスの販売収入（＝家計の支出）だけでは、経費と

4 主要系列表

なる産出額全体をカバーすることができない。

この不足した部分を、生産者自身の自己消費分である最終消費支出としている。

(イ) 地方政府等最終消費支出

地方政府等最終消費支出とは、非市場生産者（政府）の産出額（地方政府等）から他部門に販売した額（財貨・サービスの販売）（地方政府等）を差し引いたものに、現物社会給付（医療保険による給付分など）を加えたものである。県、市町村などの非市場生産者（地方政府等）により生産されたサービスは、社会全体に対するものであり、受益者を確定することが困難であることから、社会の根本である地方政府等自らが消費するものと定義づけている。

なお、2015年(平成27年)基準では、中央政府等の最終消費は、事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるという扱いとされるため、域外への「移出」として計上する。

一般政府や家計等の消費には、各部門が実際に負担や支出した額を示す「最終消費支出」と、各部門が実際に享受した便益の額を示す「現実最終消費」という2つの観点がある。

一般政府の最終消費支出(政府最終消費支出)は、個別消費支出と集合消費支出に分けられる。個別消費支出とは、教育や保健衛生など個々の家計の便益となるもの、集合消費支出とは、外交や防衛、警察等といった社会全体の集合的な便益となるものである。また、対家計民間非営利団体の最終消費支出については、全てを個別消費支出とみなす。

家計と地方政府等の「現実最終消費」は、次のように計上される。

| |
|--|
| 家計現実最終消費 |
| $= \text{家計の最終消費支出} + \text{対家計民間非営利団体最終消費支出} + \text{地方政府等最終消費支出のうち個別消費支出}$ |
| $\text{地方政府等現実最終消費} = \text{地方政府等の最終消費支出のうち集合消費支出}$ |

最終消費支出

| 家計最終消費支出 | 対家計民間非営利団体 最終消費支出 | 地方政府等最終消費支出 | |
|----------|----------------------|-------------|-----------------|
| | | 個別消費支出 | 集合消費支出 |
| 現実最終消費 | | | |
| 家計現実最終消費 | | | 地方政府等 現実最終消費 |

こうした消費概念の二元化は、消費を異なる観点から組み替えたものであるもので、その総額に影響はない。そのため、「現実最終消費」は再掲項目となっている。

イ 県内総資本形成

県内総資本形成とは、経済主体が設備の建設(設備投資)や在庫品の増加(在庫投資)など更なる生産目的のために使用する財貨をいい、その規模は投資額でと

4 主要系列表

らえることができる。

(ア) 県内総固定資本形成

総固定資本形成とは、経済主体の資本形成のうち、新規に購入された有形無形の資産（中古品やスクラップ、土地の純販売額は控除。マージン、移転経費は含む。）であり、次のものが該当する。

- ・生産のために使用する建物、構築物、機械設備等の耐久財
- ・固定資産の維持修繕のうち、耐用年数や生産性を増大させる改造、更新（資本的修理）
- ・育成生物資源（果実（果樹）、乳牛、その他の畜産）
- ・知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア等）
- ・土地の造成・改良、鉱山・農地等の開発・拡張
- ・建物、道路、ダム、港湾等建設物の仕掛工事

| | | 便益向上 | |
|------|------|---------|------|
| | | 确实 | 不确实 |
| 使用期間 | 一年以上 | 総固定資本形成 | 中間投入 |
| | 一年未満 | 中間投入 | 中間投入 |

「1年以上の耐用年数増加が見込まれ」、かつ、「生産性などの便益の向上が見込まれる」という二つの要件を确实に満たすものを総固定資本形成として扱っている。それ以外の短期的な破損修理（現状維持）や便益向上の面で不确实なものは、ここには含まず中間投入として扱っている。

総固定資本形成は以下のとおり分類される。

a 民間

- (a) 住宅：持家、分譲住宅（マンション）、賃貸住宅及び社宅の建設など
- (b) 企業設備：生産のための機械設備、施設の建設など

b 公的

- (a) 住宅：公的居住用住宅の建設（独立行政法人や公社の建設する賃貸住宅も含む）
- (b) 企業設備：公的企業による機械設備、工場や事業所の建設など
- (c) 一般政府：道路、港湾等の土木工事や庁舎建設等の社会資本投資など

（土地取引の例）

| | | | | | | | | | | |
|------------------|---|--------------------|---|----------------|--------------------|-----------------|---|--------------|---|--------------------|
| 購入代金 1,220 万円 | = | 土地の元価値 1,000 万円 | + | 地価上昇分 10 万円 | + | 改良造成等 100 万円 | + | 手数料 10 万円 | + | 利潤(マージン) 100 万円 |
| | | 土地の純販売額 1,010 万円 | | | 新たな価値の増加分 210 万円 | | | | | |
| | | ← 控除される部分 → | | | ← 総固定資本形成に含まれる部分 → | | | | | |

※購入代金のうち、土地の純販売額については、単に所有者が変更されるだけで再生産が不可能な資産売買にすぎないことから、消費と投資いずれにも含まれることはない。

(イ) 在庫変動

在庫変動とは、生産した財貨を在庫品として処分することとし（在庫投資）、これを自己支出として、一定期間における原材料、仕掛（製造途中）品、製品などの棚卸資産の物量的増減を当該時期の市場価格で計算したものである。

4 主要系列表

(在庫品の純増額であるため、新規に積み増された在庫がプラス、取り崩された在庫がマイナスとして計上される。)

a 民間

- (a) 製造後に、生産者において保管されている製品在庫
- (b) 製造工程の途中にある商品在庫（重機械器具、商品用の家畜など）
- (c) 生産過程に投入される前の原材料在庫（木材や金属材料など）
- (d) 小売、卸売の流通過程にある流通在庫

b 公的

- (a) 公的企業の在庫（営林局の木材など）
- (b) 一般政府の在庫（宇宙航空研究開発機構の財貨など）

ウ 財貨・サービスの移出入（純）

移出、移入は、域内の居住者と非居住者の間の財貨およびサービスの取引である。この中には、居住者（非居住者）による域外（域内）での財貨・サービスの直接取引である直接購入を含む。ただし、労働や資産に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などは域外からの（への）所得となり、ここには含まれない。

なお、財貨・サービスの移出入（純）には、移出と移入の差額が記録される。

平成27年基準では、中央政府等の扱い変更に伴い、中央政府等の地域事業所の最終消費は、事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への「移出」として記録（加算）することとなる。

エ 統計上の不突合

統計上の不突合とは、県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）の差額である。両者理論上は同額となるが、実際の推計では、それぞれ推計方法や用いる基礎資料が異なるため、若干の不一致が生じる。

そのため、統計上の誤差などによる受払いの差額を計上し、勘定体系のバランスを図っている。県民経済計算では、総生産に総支出を合わせるため、統計上の不突合を総支出に計上する。

オ 域外からの要素所得（純）

域外からの要素所得（純）とは、県民所得から県内純生産（要素費用表示）を差し引いて求められるもので、域外との所得の受払には、雇用者報酬、財産所得などが含まれる。

5 付 表

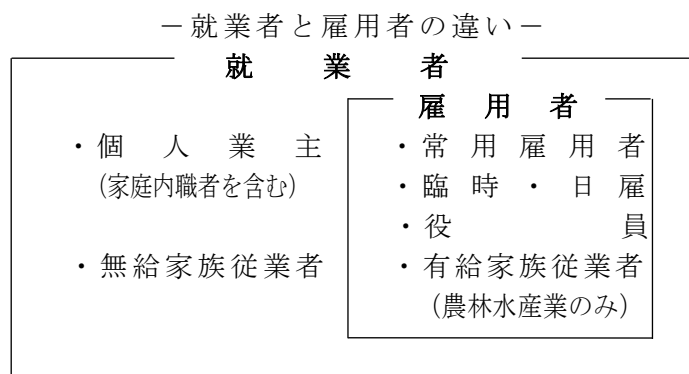
県民経済計算で表章されている付表は、利用上の便宜を図るための明細表である。

(1) 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別県内総生産及び要素所得では、生産(産出額、中間投入額など)、分配(雇
用者報酬、営業余剰・混合所得)の流れを経済活動別に詳しく見ることができる。

(2) 経済活動別県の就業者数及び雇用者数

経済活動別県内就業者数及び雇用者数は、県民経済計算における生産活動にどれくら
い従業しているかを経済活動別に表している。これらの統計は、産業構造の変化の把握、生
産関数の推計等に利用されている。ただし、同一人が異なった業種で働いている場合は、そ
れぞれ一人として数えている。



(3) 一般政府（地方政府等）の部門別所得支出取引

地方政府である県と市町村、及び地方社会保障基金の3部門について、それぞれの
部門の所得支出取引をみることにより、一般政府（地方政府等）が県民経済に果たし
ている役割を詳細に把握するための表である。

(4) 社会保障負担の明細表（一般政府の受取）

社会保障負担の明細表は、社会保障基金に属する社会保険特別会計、共済組合などの
構成部門ごとに雇主及び雇用者の負担額を表章している。

付表(5)「一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」とともに、社会保障基金
を構成している各部門が、住民の福祉のためにいかなる活動をしているかを把握するための明
細表である。

(5) 一般政府からの家計への移転の明細表（社会保障関係）

一般政府からの家計への移転の明細表は、社会保障基金から家計に支払われる社会保障
給付(失業保険給付金、事故、傷害及び疾病に対する給付金など)、特定の基金準備金を設
けず、民間基金や保険組織に加入しないで雇い主によって雇用者に直接支払われるその他の

5 附表

社会保険非年金給付(退職金、公務災害補償費など)及び社会保障給付と個人及び家計に対して支払われる社会扶助給付(恩給など)などの社会保障関係支出の状況を、一般政府部門を構成する各部門(社会保険特別会計、国民健康保険、共済組合など)ごとに把握することにより、住民に対する福祉(社会保障関係)の実態を詳細に描写するための明細表である。

6 統合勘定

統合勘定は、モノ（財貨・サービス）の取引の結果と、カネ（所得及び金融資産・負債）の流れの結果とを統合して記録し、1年間の埼玉県における経済活動の結果を総括したものである。いくつかの側面でどのようなバランス関係が成立しているかを勘定の形で表している。

(1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

この勘定は、県内ベースの県経済を需要と供給の二面からとらえて、勘定の形で表したものである。

左側はモノ（財貨・サービス）の産出（供給）、右側は使用（需要）としてとらえる。産出についてはその投入構成、使用については中間消費、最終消費、総固定資本形成、在庫変動などの有様が明らかにされる。

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）で理論上は同額となるべきであるが、実際の推計ではそれぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、不一致が生じる。この計数上の差額を「統計上の不突合」として県内総生産（支出側）に計上し、バランス関係をとっている。

| 県内総生産（生産側）市場価格 | 県内総生産（支出側）市場価格 |
|-------------------------|----------------|
| 雇用者報酬（県内活動による） | 民間最終消費支出 |
| 営業余剰・混合所得 | 地方政府等最終消費支出 |
| 固定資本減耗 | 県内総固定資本形成 |
| 生産・輸入品に課される税（中央政府、地方政府） | 在庫変動 |
| （控除）補助金（中央政府、地方政府） | 財貨・サービスの移出入（純） |
| | 統計上の不突合 |

(2) 県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、県民ベースの県経済全体をみた場合、可処分所得が消費と貯蓄にどのようなバランスで使用されたかを表したものである。

可処分所得とは、制度部門別所得支出勘定の受取総額から移転支出総額を控除したものをいう。

県民貯蓄とは、可処分所得から最終消費支出（民間最終消費支出と地方政府等最終消費支出）を控除したものである。県民貯蓄を県民可処分所得で除した比率は、県民経済全体の貯蓄率を意味する。

供給には県民可処分所得の使用、需要には県民可処分所得を置く。制度部門別所得支出勘定の受取側と支払側をそれぞれ合計することにより、統合したものである。

6 統合勘定

| 県民可処分所得の使用 | 県民可処分所得 |
|-------------|-------------------------------------|
| 民間最終消費支出 | 雇用者報酬（県内活動による） |
| 地方政府等最終消費支出 | 県外からの雇用者報酬（純） |
| 県民貯蓄 | 営業余剰・混合所得 |
| | 域外からの財産所得（純） |
| | 生産・輸入品に課される税（地方政府） （控除）補助金（地方政府） |
| | 域外からの経常移転（純） |

(3) 資本勘定

この勘定は、実物資産の蓄積の姿を示すと同時にこの蓄積のための原資をどう調達したかを明らかにするものである。

実物資産の蓄積(資産の変動)は、建物や企業設備、社会資本投資などからなる総固定資本形成（ネットで取引を記録しているため固定資本減耗分を控除することにより、純蓄積を得る。）と、最終的に需要に回らず在庫となった財貨の合計である在庫投資の純増分となる在庫変動といった投資及び県外に対する債権の純増が記録されている。

原資(貯蓄・資本移転による正味資産の変動)には、統合勘定「(2) 県民可処分所得と使用勘定」により算出された県民貯蓄、国庫補助金などの県外からの資本移転等(純)及び統計上の不突合が記録されている。

この結果、原資が実物資産の蓄積を上回れば、県外における投資の原資として使われることになる。逆に原資が実物資産の蓄積を下回れば、県外から資金を調達している。

| 資産の変動 | 貯蓄・資本移転による正味資産の変動 |
|---------------|-------------------|
| 県内総固定資本形成 | 県民貯蓄 |
| (控除) 固定資本減耗 | 域外からの資本移転（純） |
| 在庫変動 | (控除) 統計上の不突合 |
| 純貸出（+）／純借入（-） | |

(4) 域外勘定（経常取引）

この勘定は、県外の視点に加え、域外部門の視点から見た当該域内との取引を記録したものである。

| 支 払 | 受 取 |
|----------------|-------------------------------------|
| 財貨・サービスの移出入（純） | 雇用者報酬（受取） |
| 雇用者報酬（支払） | 生産・輸入品に課される税（中央政府） （控除）補助金（中央政府） |
| 財産所得（支払） | 財産所得（受取） |
| 経常移転（支払） | 経常移転（受取） |
| 経常収支（域外） | |

7 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、何から収入を得て、何に支出しているかを表している。(1)非金融法人企業、(2)金融機関、(3)一般政府（地方政府等）、(4)家計（個人企業を含む）、(5)対家計民間非営利団体の5つの制度部門に分けて、それぞれの収支を次のように表す。

| 所 得 | 支 出 |
|---|---|
| 1 一次分配 要素所得 | 3 最終消費支出 |
| 2 再分配（移転所得の受取・支払） | |
| (1)財産所得 (2)その他の経常移転 ア 所得・富等に課される税の受取 イ 現物社会移転以外の 社会給付と社会負担の受取 ウ その他の受取 | (1)財産所得 (2)その他の経常移転 ア 所得・富等に課される税の支払 イ 現物社会移転以外の 社会給付と社会負担の支払 ウ その他の支払 |
| | 4 貯蓄 |

ここで、所得支出勘定を簡略化したモデルで説明する。

例えば、ある家計の1年間の収支を表すと

| 収入（受取） | | 支 払 | |
|--------|-------|---------------|------|
| 賃金 | 100万円 | 租 税 | 20万円 |
| | | 社会保険料 | 10万円 |
| | | 自動車ローン支払利子 | 1万円 |
| | | 食料・衣服 等の購入 | 70万円 |
| 社会給付 | 12万円 | | |
| 預金利子 | 8万円 | 貯蓄 | 19万円 |

これを所得支出勘定の形式で表すと

| | |
|-------------|-------|
| 支 払 120万円 | |
| 最終消費支出 | 70万円 |
| 財産所得 | 1万円 |
| 所得・富等に課される税 | 20万円 |
| 社会負担 | 10万円 |
| 貯蓄 | 19万円 |
| 受 取 120万円 | |
| 雇用者報酬 | 100万円 |
| 社会給付 | 12万円 |
| 財産所得 | 8万円 |

（お金の供給としての支払を借方（上段）にお金の需要としての受取を貸方（下段）に示している。）

7 制度部門別所得支出勘定

所得支出勘定を取引の項目別にみると、次のようになる。

(1) 一次分配

生産活動の結果発生した所得（付加価値）は、固定資本減耗を除いた後、生産に参加した経済主体に対し、県内雇用者報酬、営業余剰・混合所得といった形で分配される。

この「県内雇用者報酬」「営業余剰・混合所得」により構成される所得を「要素所得」という。

この要素所得とは、総生産から固定資本減耗、生産・輸入に課される税（控除）補助金を差し引いた純生産（要素費用表示）である。

(2) 再分配

再分配とは、要素所得が契約や社会制度（税制、その他）などにより各部門に分配されることをいう。

これは、制度部門別所得支出勘定においては、「移転所得」といい、経常的な収入（県民雇用者報酬、営業余剰・混合所得）から充てられる経常的な移転支出といわれるもののすべてである。

経常移転所得とは、賃金や消費活動に深く関連する経常的な取引に基づく所得をいう。

制度部門別所得支出勘定に示される経常移転には、「財産所得」と「その他の経常移転（財産所得以外の移転）」とがある。

ア 財産所得

財産所得は、利子、法人企業の分配所得、その他の投資所得、賃貸料（土地の純賃貸料）よりなる。

家計のその他の利子とは農林水産業とその他の産業（非農林水産・非金融）と持ち家との3つの利子からなっている。

イ その他の経常移転

その他の経常移転は、大別すると3種類からなっている。

(ア) 所得・富等に課される経常税

いわゆる直接税が、ここに計上される。

(イ) 現物社会移転以外の社会給付と純社会負担

社会給付のうち、「現物以外による社会給付」（現金による社会給付）が計上される。

具体的には、社会保険制度（社会保障基金、年金基金、無基金）に基づく社会給付のうち、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」が計上されるとともに、社会保障制度には基づかない「社会扶助給付」が計上される。

(ウ) その他

「所得・富等に課される経常税」及び「現物社会移転以外による社会給付・社会負担」以外の経常移転として、非生命純保険料・保険金、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転（罰金・負担金・寄付金等）が計上される。

(3) 最終消費支出

各制度部門における最終消費支出は、次のとおりである

- ・「一般政府」の1年間における自己消費分
- ・「対家計民間非営利団体」の1年間における自己消費分
- ・「家計」が1年間に行った財貨・サービスの取得に対する支出

(4) 貯蓄

各制度部門の要素所得及び経常移転の受取から、最終消費支出及び経常移転の支払を差し引いた残差である。

$$\begin{aligned} \text{貯蓄} &= \text{所得} - \text{支出} \\ &= (\text{要素所得} + \text{経常移転の受取}) - (\text{最終消費支出} + \text{経常移転の支払}) \end{aligned}$$

この貯蓄は、残高ではなく1年間の経常取引による貯蓄の増加額であり、

- ・現金、預貯金
- ・株式の購入、借金の返済に向けられた資金
- ・生命保険の準備金の増加額

などが含まれる。

8 制度部門別資本勘定

この勘定は、(1)非金融法人企業、(2)金融機関、(3)一般政府、(4)家計（個人企業を含む）、(5)対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成され、実物資産の蓄積とそのため原資を示し、資産の変動を明らかにするものである。

実物資産の蓄積(資産の変動)は、総固定資本形成(ネットで取引を記録しているため、固定資本減耗分を控除することにより、純蓄積を得ている。)、在庫変動、土地の購入(純)*1という実物資産の蓄積の姿を示すと同時に、この蓄積のための原資をどう調達したかを明らかにするものである。

原資(貯蓄・資本移転による正味資産の変動)としては、「所得支出勘定における受取のうち、他の支払に充てられず残差として得られた貯蓄」及び「他の部門から資産の購入のために反対給付なしに受け取る資本移転(純)*2」からなる。

この結果、原資が実物資産の蓄積を上回れば、「純貸出(+)/純借入(-)」(貯蓄投資差額)*3がプラスに計上され、資金を他部門で運用することになる。逆に原資が実物資産の蓄積を下回れば、「純貸出(+)/純借入(-)」(貯蓄投資差額)がマイナスに計上され、県外を含め、他の部門から資金調達している。

*1 土地の購入(純)

部門間の土地売買を計上しており、土地の購入額から土地の売却額を差し引いて求める。

しかし、土地の売買は居住者間のみで行われるため、県全体でみると「土地売却＝土地購入」となるため、統合勘定においては「土地の購入(純)」は表章されない。なお、県外における土地の購入は県外勘定(資本取引)に計上され、概念上は金融資産の取得となる。

*2 資本移転

移転のうち、受取側の総資本形成やその他の資本蓄積あるいは長期的な支出の資金源泉となり、支払側の資産または貯蓄からまかなわれる移転であり、消費支出など経常的支出が予定される経常移転と対比される。

*3 「純貸出(+)/純借入(-)」(貯蓄投資差額)

所得支出勘定で算出される制度部門別の貯蓄と資本移転(純)からなる「貯蓄・資本移転による正味資産の変動」から総固定資本形成、土地の購入(純)等を差し引いて得られる「純貸出(+)/純借入(-)」(貯蓄投資差額)は、実物取引後の各制度部門の資金余剰・不足を表す指標である。

9 推計方法

(1) 県内総生産(生産側)

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|---|---|--|
| <p>1 農林水産業</p> <p>(1) 農業</p> <p>ア 農業</p> <p>イ 農業サービス業</p> <p>(2) 林業</p> <p>ア 育林業</p> <p>イ 素材生産業</p> <p>(3) 水産業</p> <p>2 鉱業</p> <p>3 製造業</p> <p>(1) 民間企業</p> | <p>1 産出額－中間投入額</p> <p>(1)</p> <p>ア</p> <p>○ 産出額 ＝「生産農業所得統計」の都道府県別産出額+自社開発ソフトウェア産出額+R&D 産出額</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×県産業連関表中間投入比率</p> <p>イ</p> <p>○ 産出額 ＝全国値×分割比率</p> <p>分割比率:「経済センサス-活動調査」の従業者数の自県分の対全国比</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>(2)</p> <p>ア</p> <p>○ 産出額 ＝「林業産出額」の都道府県別産出額+自社開発ソフトウェア産出額+R&D 産出額</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>イ</p> <p>○ 産出額 ＝「生産林業所得推計」の都道府県別産出額+自社開発ソフトウェア産出額+R&D 産出額</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>(3)</p> <p>○ 産出額 ＝「埼玉県漁業養殖業統計年報」の漁業養殖業生産高+自社開発ソフトウェア産出額+R&D 産出額</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>2 産出額－中間投入額</p> <p>○ 産出額 ＝全国値×分割比率</p> <p>分割比率:「経済センサス-活動調査」の従業者数の自県分の対全国比</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>3 産出額－中間投入額</p> <p>(1)</p> <p>○ 産出額 ＝(販売電力収入を除く製造品出荷額等－転売商品の仕入額+製造品及び半製品・仕掛品在庫純増額)×年度転換比率+自社開発ソフトウェア産出額+R&D 産出額－在庫品評価調整額</p> <p>年度転換比率 ＝〔生産指数の年度値×産出物価指数の年度値〕 ／〔生産指数の暦年値×産出物価指数の暦年値〕</p> <p>在庫品評価調整額 ＝((年末在庫額－年初在庫額)－(年末在庫額/年末産出物価指数－年初在庫額/年初産出物価指数))×暦年産出物価指数×(在庫指数(年度)/在庫指数(暦年))</p> | <p>「生産農業所得統計」(農林水産省)</p> <p>「経済センサス-活動調査」(経済産業省)</p> <p>「家畜衛生統計」(農林水産省)</p> <p>「内閣府資料」(内閣府)</p> <p>「埼玉県産業連関表」(県統計課)</p> <p>「林業産出額」</p> <p>「農林業センサス」(農林水産省)</p> <p>「産業連関表」(総務省)</p> <p>「照会資料」(関東森林管理局)</p> <p>「内閣府資料」(内閣府)</p> <p>「埼玉県漁業養殖業統計年報」(県生産振興課)</p> <p>「内閣府資料」(内閣府)</p> <p>「経済センサス-活動調査」(経済産業省)</p> <p>「内閣府資料」(内閣府)</p> <p>「経済センサス-活動調査」「経済構造実態調査」(経済産業省)</p> <p>「鉱工業指数」(経済産業省、関東経済産業局、県統計課)</p> <p>「埼玉県産業連関表」(県統計課)</p> <p>「製造業部門別投入・産出物価指数」(日本銀行)</p> <p>「照会資料」(独立行政法人造幣局)</p> <p>「内閣府資料」(内閣府)</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|---|--|---|
| <p>(2) 公的企業</p> <p>4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業</p> <p>(1) 電気業</p> | <p>○ 中間投入額 = (原材料使用額等－製造等に関連した外注費－転売商品の仕入額) × 年度転換比率 + 間接費 + 政府手数料 + FISIM 消費額</p> <p>年度転換比率は、産出額に同じ</p> <p>間接費 = 産出額 × 全国値の間接費比率</p> <p>政府手数料 = 政府手数料 (決算書等) × 1 / 2 × 全国の経済活動別構成比率</p> <p>発電用燃料費 = 販売電力収入 × 発電用燃料比率</p> <p>○ と畜業産出額 = 「県産業連関表」の県内生産額</p> <p>○ と畜業中間投入額 = 「県産業連関表」内生部門計額 + 家計外消費支出額</p> <p>(2)</p> <p>○ 産出額 = 「照会資料」の営業収益 + 自社開発ソフトウェア産出額 + R&D 産出額</p> <p>○ 中間投入額 = 産出額 × 全国中間投入比率</p> <p>4 産出額－中間投入額</p> <p>(1)</p> <p>○ 産出額 = 電力会社産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 + R&D 産出額</p> <p>電力会社産出額 = 発電部門産出額 + 送配電部門産出額 + 主な電気事業者以外の産出額</p> <p>発電部門産出額 = 各電力会社産出額 × 発電部門分割比率</p> <p>送配電部門産出額 = 各電力会社産出額 × 送配電部門分割比率</p> <p>主な電気事業者以外の産出額 = 会社全体の営業収益 × 販売電力量の自県分割合</p> <p>発電部門分割比率 = 発電部門費用 / (発電部門費用 + 送配電部門費用)</p> <p>送配電部門分割比率 = 送配電部門費用 / (発電部門費用 + 送配電部門費用)</p> <p>発電部門費用 = 水力発電費 + 火力発電費 + 原子力発電費 + 内燃力発電費 + 新エネルギー等発電費</p> <p>送配電部門費用 = 送電費 + 変電費 + 配電費 + 販売費</p> <p>○ 中間投入額 = 発電部門中間投入額 + 送配電部門中間投入額 + 主な電気事業者以外の中間投入額</p> <p>発電部門中間投入額 = 発電部門産出額 × 発電部門中間投入比率</p> <p>送配電部門中間投入額 = 送配電部門産出額 × 送配電部門中間投入比率</p> <p>主な電気事業者以外の中間投入額 = 産出額 × 「県産業連関表」の中間投入比率</p> | <p>「電力調査統計」 「ガス事業制度における財務諸表」 (資源エネルギー庁) 「一般ガス導管事業者財務諸表」 (関東経済産業局) 「公営企業決算状況」 「市町村税財政資料」 (県市町村課) 「埼玉県産業連関表」 (県統計課) 「照会資料」(電気事業者、ガス供給事業者、水道事業者) 「経済センサス-活動調査」(経済産業省) 「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) 「第3次産業活動指数」(経済産業省) 「内閣府資料」(内閣府) 「財務諸表」(各電力会社)</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|--|---|---|
| <p>(2) ガス・熱供給業 ア ガス業</p> <p>イ 熱供給業</p> <p>(3) 水道業</p> <p>(4) 廃棄物処理業</p> <p>5 建設業 (1) 建築工事・土木工事</p> <p>(2) 補修工事</p> | <p>発電部門中間投入比率 = 発電部門中間投入額合計 / 発電部門産出額 発電部門中間投入額合計：発電費の中間投入額と 発送配電以外の中間投入額</p> <p>送配電部門中間投入比率 = 送配電部門中間投入額合計 / 送配電部門産出額 送配電部門中間投入額合計：送配電費の中間投入額 と発送配電以外の中間投入額</p> <p>(2) ア</p> <p>○ 産出額 = ガス供給業者の営業収入額 + 自社開発ソフトウェア産出額 + R&D 産出額</p> <p>○ 中間投入額 = 産出額 × 全国値の中間投入比率</p> <p>イ</p> <p>○ 産出額 = 「内閣府資料」の熱供給業売上高 × 全社分売 上高の自県割合 + 自社開発ソフトウェア産 出額 + R&D 産出額</p> <p>○ 中間投入額 = 産出額 × 全国値の中間投入比率</p> <p>(3)</p> <p>○ 産出額 = 営業収入総額 - 受託工事収益 - 受水費 + 自社開発 ソフトウェア産出額 + R&D 産出額</p> <p>○ 中間投入額 = 産出額 × 全国値の中間投入比率</p> <p>(4)</p> <p>○ 産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率 + 自社開発ソフ トウェア産出額 + R&D 産出額</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数 / 暦年指数」</p> <p>分割比率 = 従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国 比</p> <p>従業者数：「経済センサス-活動調査」</p> <p>1人当たり現金給与：「毎月勤労統計調査」</p> <p>○ 中間投入額 = 産出額 × 全国値の中間投入比率</p> <p>5 産出額 - 中間投入額</p> <p>(1)</p> <p>○ 産出額 = 全国の建設投資推計額 × 出来高ベース工事高県分 比率（建築工事・土木工事） + 自社開発ソフトウェア 産出額 + R&D 産出額</p> <p>出来高ベース工事高県分比率（建築工事・土木工事） ：「建設総合統計年度報」の建築工事（民間・公共）、 土木工事（民間・公共）別の自県分の対全国比</p> <p>○ 中間投入額 = 産出額 × 全国値の中間投入比率</p> <p>(2)</p> <p>○ 産出額 = (1)の産出額 × 建設補修率</p> <p>建設補修率 = 「建設補修」 / （「建設」 - 「建設補修」） ※上記の額は「県産業連関表（生産者価格評価表（1</p> | <p>「建設投資見通し」 「建設総合統計年度報」 「建設工事施工統計調 査」（国土交通省） 「埼玉県産業連関表」 （県統計課） 「内閣府資料」（内閣 府）</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|---|--|---|
| <p>6 卸売・小売業</p> <p>(1) 卸売業</p> <p>(2) 小売業</p> <p>7 運輸・郵便業</p> <p>(1) 鉄道業</p> <p>(2) 道路運送業</p> <p>ア 道路旅客業</p> <p>イ 道路貨物輸送業</p> <p>(3) 水運業</p> <p>(4) 航空運輸業</p> | <p>07部門)の県内生産額の各部門の額</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>6 産出額－中間投入額</p> <p>(1)</p> <p>○ 産出額 ＝(年間販売額－本支店間移動－製造業の販売事業所分)×卸売業マージン率＋その他の収入額</p> <p>卸売業マージン率 ＝(商業企業の年間商品販売額－商業企業の年間商品仕入額)／商業企業の年間商品販売額</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×県産業連関表の中間投入比率</p> <p>県産業連関表の中間投入比率 ＝(内生部門計－学術研究機関・企業内研究開発＋家計外消費支出)／県内生産額</p> <p>(2)</p> <p>○ 産出額 ＝(年間販売額－本支店間移動)×小売業マージン率＋その他の収入額</p> <p>小売業マージン率 ＝(商業企業の年間商品販売額－商業企業の年間商品仕入額)／商業企業の年間商品販売額</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×県産業連関表の中間投入比率</p> <p>県産業連関表の中間投入比率 ＝(内生部門計＋家計外消費支出)／県内生産額</p> <p>7 産出額－中間投入額</p> <p>(1)</p> <p>○ 産出額 ＝JR旅客、JR貨物、IR以外の鉄道・軌道、索道の営業収益＋自社開発ソフトウェア産出額＋R&D産出額</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×中間投入比率</p> <p>(2)</p> <p>ア</p> <p>○ 産出額 ＝道路旅客業、道路貨物輸送業の営業収益＋自社開発ソフトウェア産出額＋R&D産出額</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>イ</p> <p>○ 産出額 ＝全国値×年度転換率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」</p> <p>分割比率：「自動車輸送統計年報」の輸送トン数</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>(3)</p> <p>○ 産出額 ＝「照会資料」の水運業売上高＋自社開発ソフトウェア産出額＋R&D産出額</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>(4)</p> <p>○ 産出額</p> | <p>「商業動態統計調査」 「商業統計」 (経済産業省) 「四半期別法人企業統計調査」(財務省) 「経済センサス-活動調査」(経済産業省) 「埼玉県産業連関表」 (県統計課) 「内閣府資料」(内閣府)</p> <p>「照会資料」(鉄道業者、NEXCO東日本、首都高速道路、県道路公社、水運業者) 「鉄道輸送統計調査」 「貨物・旅客地域流動調査」 「自動車輸送統計年報」 「自動車駐車場年報」 「倉庫統計季報」 (国土交通省) 「月別保有車両数」 「自動車交通関連」 「統計資料」 (関東運輸局) 「経済センサス-活動調査」(経済産業省) 「毎月勤労統計調査」 (厚生労働省) 「第3次産業活動指数」 (経済産業省) 「内閣府資料」(内閣府)</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|--|---|------|
| <p>(5) その他の運輸業 ア コン包業、水運施設管理・その他の水運附帯サービス業、航空施設管理・その他の航空附帯サービス、旅行・その他の運輸附帯サービス</p> <p>イ 貨物運送取扱業</p> <p>ウ 倉庫業</p> <p>エ 道路輸送施設提供業</p> | <p>= 全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」</p> <p>分割比率：「経済センサス-活動調査」の従業者数の自県分の対全国比</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>(5) ア コン包業、その他の水運附帯サービス業、航空施設管理・その他の航空附帯サービス、旅行・その他の運輸附帯サービス</p> <p>○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>全国値（旅行・その他の運輸附帯サービス）： 全国値から全国分の仲介業者（プラットフォーム）への支払（仲介手数料）を控除する。</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」</p> <p>分割比率 ＝従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比</p> <p>従業者数：「経済センサス-活動調査」</p> <p>1人当たり現金給与：「毎月勤労統計調査」</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>イ ○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」</p> <p>分割比率：「貨物・旅客地域流動調査」の自県分発送トン数の全国比</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>ウ ○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」</p> <p>分割比率：「倉庫統計季報」の普通倉庫の年度平均月末在庫量の自県分の対全国比</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>エ ○ 産出額</p> <p>(7) 高速自動車道、一般有料道路、都市内有料道路 ＝道路別料金収入×県内区間距離／全区間距離＋自社開発ソフトウェア産出額＋R&D産出額</p> <p>(4) 地方公共団体有料道路 ＝料金収入＋自社開発ソフトウェア産出額＋R&D産出額</p> <p>(9) 路外駐車場 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指</p> | |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|---|--|---|
| <p>(6) 郵便業</p> <p>8 宿泊・飲食サービス業 (1) 飲食サービス業 (2) 旅館・その他宿泊所</p> <p>9 情報通信業 (1) 電信・電話業 ア 電信・電話業</p> <p>イ 電気通信に付帯するサービス業 ウ インターネット付随サービス業</p> | <p style="text-align: center;">数/暦年指数</p> <p>分割比率：「自動車駐車場年報」の駐車可能台数の自県分の対全国比</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>(6)</p> <p>○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数/暦年指数」</p> <p>分割比率：「経済センサス-活動調査」の従業者数の自県分の対全国比</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>8 産出額－中間投入額</p> <p>(1)、(2)</p> <p>○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数/暦年指数」</p> <p>分割比率 ＝従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比</p> <p>従業者数：「経済センサス-活動調査」</p> <p>1人当たり現金給与：「毎月勤労統計調査」</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>9 産出額－中間投入額</p> <p>(1) ア</p> <p>○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数/暦年指数」</p> <p>分割比率：「テレコムデータブック 統計年報」の電話発信回数（加入電話・携帯電話）の自県分の対全国比</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>イ、ウ</p> <p>○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数/暦年指数」</p> <p>分割比率 ＝従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比</p> <p>従業者数：「経済センサス-活動調査」</p> <p>1人当たり現金給与：「毎月勤労統計調査」</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> | <p>「経済センサス-活動調査」（経済産業省） 「毎月勤労統計調査」（厚生労働省） 「第3次産業活動指数」（経済産業省） 「内閣府資料」（内閣府）</p> <p>「経済センサス-活動調査」（経済産業省） 「毎月勤労統計調査」（厚生労働省） 「第3次産業活動指数」（経済産業省） 「内閣府資料」（内閣府）</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|--|--|--|
| (2) 放送業 ア 公共放送業 イ 民間放送業 ウ 有線放送業 (3) 情報サービス業 (4) 映像・音声・文字情報制作業 | (2) ア ○ 産出額 = 全国公共放送業の収入×分割比率+自社開発ソフトウェア産出額+R&D 産出額 全国公共放送業の収入 = 「照会資料」の全社分受信料収入+全社分交付金収入 分割比率: 「照会資料」の放送受信契約数の自県分の対全国比 ○ 中間投入額=産出額×全国値の中間投入比率 イ、ウ ○ 産出額 = (全国値-全国公共放送業の収入)×年度転換比率×分割比率 年度転換比率: 「第3次産業活動指数」から「年度指数/暦年指数」 分割比率 = 従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 従業者数: 「経済センサス-活動調査」 1人当たり現金給与: 「毎月勤労統計調査」 ○ 中間投入額=産出額×全国値の中間投入比率 (3)、(4) ○ 産出額 = 全国値×年度転換比率×分割比率 年度転換比率: 「第3次産業活動指数」から「年度指数/暦年指数」 分割比率 = 従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 従業者数: 「経済センサス-活動調査」 1人当たり現金給与: 「毎月勤労統計調査」 ○ 中間投入額=産出額×全国値の中間投入比率 | 「照会資料」(日本放送協会) |
| 10 金融・保険業 (1) 金融業 ア 日本銀行産出額 イ FISIM 産出額 | 10 産出額-中間投入額 (1) ○ 産出額 = 日本銀行産出額+預金取扱機関の産出額+自社開発ソフトウェア産出額+R&D 産出額 預金取扱機関の産出額 = FISIM 産出額+受取手数料 ア [日本銀行産出額] = 全国受取手数料×分割比率 分割比率: 「経済センサス-活動調査」の従業者数の自県分の対全国比 イ [FISIM 産出額] = 民間預金取扱機関(借り手側+貸し手側)+公的預金取扱機関(借り手側+貸し手側) (7) 民間預金取扱機関借り手側 | 「経済センサス-活動調査」(経済産業省) 「都道府県別預金・現金・貸出金」(日本銀行) 「ディスクロージャー誌」、「決算書」、「会報」等の「照会資料」(埼玉県銀行協会、ゆうちょ銀行、農林中金総合研究所、県信用保証協会、全国信用金庫、全国信用組合中央協会、各労働金庫、各信用金庫等) |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|-------------------|---|---|
| ウ 受取手数料 | $= \text{全国額} \times \text{県内貸出金残高} / \text{全国貸出金残高}$ (イ) 民間預金取扱機関貸し手側 $= \text{全国額} \times \text{県内預金残高} / \text{全国預金残高}$ (ロ) 公的預金取扱機関借り手側 $= \text{全国額} \times \text{県内貸出金残高} / \text{全国貸出金残高}$ (ハ) 公的預金取扱機関貸し手側 $= \text{全国額} \times \text{県内貯金残高} / \text{全国貯金残高}$ ※貯金残高の対象機関：ゆうちょ銀行のみ ウ [受取手数料] $= \text{仲介型民間金融機関} + \text{非仲介型金融機関} + \text{ゆうちょ銀行} + \text{ゆうちょ銀行以外の仲介型公的金融機関}$ (7) 仲介型民間金融機関 $= \text{全国仲介型民間金融機関の手数料} \times (\text{自県内の貸出金残高} + \text{自県内の預金残高}) / (\text{全国の貸出金残高} + \text{全国の預金残高})$ (イ) 非仲介型金融機関 $= \text{全国非仲介型民間金融機関の受取手数料} \times \text{分割比率}$ 分割比率：「経済センサス-活動調査」の従業者数の自県分の対全国比 (ロ) ゆうちょ銀行 $= \text{全国ゆうちょ銀行の受取手数料} \times (\text{自県内の貸出金残高} + \text{自県内の貯金残高}) / (\text{全国の貸出金残高} + \text{全国の貯金残高})$ (ハ) ゆうちょ銀行以外の仲介型公的金融機関 $= (\text{全国仲介型公的金融機関の受取手数料} - \text{全国ゆうちょ銀行の受取手数料}) \times (\text{自県内のゆうちょ銀行以外の仲介型公的金融機関貸出金残高} / \text{全国のゆうちょ銀行以外の仲介型公的金融機関の貸出金残高})$ ○ 中間投入額 = 産出額 × 全国値の中間投入比率 | |
| (2) 保険業 ア 生命保険 | (2) ア ○ 産出額 $= \text{生命保険会社} + \text{農業協同組合共済事業 (含む損保)} + \text{共済農業協同組合連合会} + \text{労働者共済生活協同組合連合会} + \text{県民共済生活協同組合} + \text{かんぽ生命保険} + \text{自社開発ソフトウェア産出額} + \text{R\&D産出額}$ (7) 生命保険会社 $= \text{全国値} \times \text{保有契約高の自県分の対全国比}$ (イ) 農業協同組合共済事業(含む損保) $= \text{全国値} \times \text{保有契約高の自県分の対全国比}$ (ロ) 共済農業協同組合連合会 $= \text{全国値} \times \text{保有契約高の自県分の対全国比}$ (ハ) 労働者共済生活協同組合連合会 $= \text{全国値} \times \text{契約高の自県分の対全国比}$ (ニ) 県民共済生活協同組合 $= (\text{収入} + \text{準備金戻入}) - (\text{事業支出} + \text{準備金繰入})$ (ホ) かんぽ生命保険 $= \text{全国値} \times \text{年度末保有契約金の自県分の対全国比}$ ○ 中間投入額 = 産出額 × 全国値の中間投入比率 | 「生命保険事業概況」(生命保険協会) 「市町村税財政資料」(県市町村課) 「照会資料」(生命保険会社、共済組合等) 「内閣府資料」(内閣府) |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|---------|--|---|
| イ 年金基金 | <p>※全国共済水産業共同組合連合会は、県内に事業所がないため推計していない。</p> <p>イ</p> <p>○ 産出額 =厚生年金基金・企業年金連合会+適格退職年金 +国民年金基金・同連合会+確定給付企業年金 +自社開発ソフトウェア産出額+R&D産出額</p> <p>(7) 厚生年金基金・企業年金連合会 =全国値×加入者数の自県分の対全国比</p> <p>(4) 適格退職年金(平成24年3月まで) =全国値×加入者数の自県分の対全国比</p> <p>(7) 国民年金基金・同連合会 =全国値×累計加入員数の自県分の対全国比</p> <p>(エ) 確定給付企業年金 =全国値×加入者数の自県分の対全国比</p> <p>○ 中間投入額=産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>※次の機関は県内に事業所がないため推計していない。 勤労者退職金共済機構 中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定 独立行政法人農業者年金基金</p> | <p>厚生年金保険・国民年金事業統計(厚生労働省) 「ディスクロージャー資料」 「都道府県別加入者数」等の「照会資料」 (損害保険料率算出機構、共済基金等) 「内閣府資料」(内閣府)</p> |
| ウ 非生命保険 | <p>ウ</p> <p>○ 生産額 =本邦損害保険会社、外国損害保険会社+火災共済協同組合+農業共済組合+交通災害共済事業+全国信用保証協会+住宅ローン保証を提供する機関+自社開発ソフトウェア産出額+R&D産出額</p> <p>(7) 本邦損害保険会社、外国損害保険会社 =保険料-保険金-責任準備金純増額+財産運用純益</p> <p>保険料: 全国保険料を(火災保険+自動車保険+自賠責保険)の新契約保険料の自県分の対全国比で分割</p> <p>保険金: 全国保険金を(火災保険+自動車保険+自賠責保険)の保険金の自県分の対全国比で分割</p> <p>責任準備金純増額及び財産運用純益: 全国値を保険料の自県分の対全国比で分割</p> <p>(4) 火災共済協同組合 =正味収入保険料-正味支出保険金-(責任準備金純増額-財産運用純益)</p> <p>(7) 農業共済組合(平成29年4月以降) =(正味収入保険料-特別積立金戻入-再共済掛金-保険料)-(共済金+無事戻金-保険金-再共済金-受取差益戻金)-(責任準備金純増額-財産運用純益)</p> <p>(エ) 交通災害共済事業 =共済掛金収入-共済見舞金</p> <p>(4) 全国信用保証協会 =受取保証料+財産運用純益-純債務肩代わり</p> <p>(7) 住宅ローン保証を提供する機関 =全国額×分割比率</p> <p>分割比率: 1世帯当たり負債現在高のうち住宅・土地負債額(2人以上世帯)×世帯数(2人</p> | <p>「ディスクロージャー資料」(県信用保証協会)</p> <p>「全国消費実態調査」(総務省)</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|---|---|---|
| <p>11 不動産業 (1) 住宅賃貸業</p> <p>(2) 不動産仲介業 (3) 不動産賃貸業</p> | <p>以上世帯)の対全国比</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>※推計対象機関のうち、上記(ア)から(カ)以外の機関については、次の理由で推計していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推計対象機関は県内に事業所がないため。 ・県内に事業所があるが、対象の事業会計がないため。 <p>11 産出額－中間投入額 (1)</p> <p>○ 産出額 ＝家賃（支出系列推計値から民泊部分を除いた値） ＋民泊総産出額のうち自県分の「住宅宿泊サービス支払額」＋自社開発ソフトウェア</p> <p>民泊総産出額＝全国値×分割比率</p> <p>※民泊産出額（特区分）が県内にないため、民泊総産出額＝民泊産出額（宿泊事業法）となる。</p> <p>分割比率：1人1泊当たり宿泊料×延べ宿泊者数 1人1泊当たり宿泊料：全国値 延べ宿泊者数（人泊）：観光庁の公表資料</p> <p>民泊総産出額のうち自県分の「住宅宿泊サービス支払額」＝民泊総産出額×0.9</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>(2)、(3)</p> <p>○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」</p> <p>分割比率 ＝従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比</p> <p>従業者数：「経済センサス-活動調査」</p> <p>1人当たり現金給与：「毎月勤労統計調査」</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> | <p>「経済センサス-活動調査」（経済産業省） 「毎月勤労統計調査」（厚生労働省） 「第3次産業活動指数」（経済産業省） 「内閣府資料」（内閣府）</p> |
| <p>12 専門・科学技術、業務支援サービス業 (1) 研究開発サービス (2) 広告業 (3) 物品賃貸サービス業 (4) その他の対事業所サービス業</p> <p>(5) 獣医業</p> | <p>12 産出額－中間投入額 (1)～(4)</p> <p>○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」</p> <p>分割比率 ＝従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比</p> <p>従業者数：「経済センサス-活動調査」</p> <p>1人当たり現金給与：「毎月勤労統計調査」</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>(5)</p> <p>○ 産出額 ＝全国値×分割比率</p> | <p>「経済センサス-活動調査」（経済産業省） 「毎月勤労統計調査」（厚生労働省） 「第3次産業活動指数」（経済産業省） 「獣医師の届出状況」（農林水産省） 「照会資料」（自動車検査登録情報協会） 「内閣府資料」（内閣府）</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|--|---|--|
| (6) (政府) 学術研究 (7) (非営利) 自然・人文科学研究機関 | 分割比率：「獣医師の届出状況」の獣医業に従事する者のうち「民間団体職員」、「個人診療施設」の総数の自県分の対全国比 ○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率 (6) 「17 非市場生産者（政府）」参照 (7) 「18 非市場生産者（非営利）」参照 | |
| 13 公務 | 13 「17 非市場生産者（政府）」参照 | |
| 14 教育 (1) 教育 (2) (政府) 教育 (3) (非営利) 教育 | 14 産出額－中間投入額 (1) ○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率 年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」 分割比率 ＝従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 従業者数：「経済センサス-活動調査」 1人当たり現金給与：「毎月勤労統計調査」 ○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率 (2) 「17 非市場生産者（政府）」参照 (3) 「18 非市場生産者（非営利）」参照 | 「経済センサス-活動調査」（経済産業省） 「毎月勤労統計調査」（厚生労働省） 「第3次産業活動指数」（経済産業省） 「内閣府資料」（内閣府） |
| 15 保健衛生・社会事業 (1) 医療・保健 ア 医療業 | 15 産出額－中間投入額 (1) ア ○ 産出額 ＝医療費総額＋自社開発ソフトウェア産出額＋R&D産出額 医療費総額 ＝保険適用となる傷病治療費×(1+保険外診療比率) 保険適用となる傷病治療費 ＝公費負担分＋保険者等負担分＋後期高齢者医療給付分＋患者負担分 (7) 公費負担分 ＝全国公費負担医療給付分×分割比率 分割比率：「支払総額－医療保険合計－老人保健」の自県分の対全国比 (4) 保険者等負担分 ＝医療保険分＋国民健康保険分（高額療養費を含む）＋その他の労働者災害保障分 (7) 後期高齢者医療給付分（平成20年4月から） ＝「年度統計年報」、「後期高齢者医療事業状況報告」の都道府県別医療給付費 (エ) 患者負担分 ＝全国患者負担分×分割比率 全国患者負担分：「国民医療費」の「国民医療費、年次・制度区分別」の患者等負担分 | 「年度統計」（社会保険診療報酬支払基金） 「国民医療費」 「後期高齢者医療事業状況報告」 「介護保険事業状況報告」 「労災保険事業の保険給付等支払状況」 「国民年金事業報告」 「国民健康保険事業状況」（厚生労働省） 「照会資料」（共済組合、基金等） 「経済センサス-活動調査」（経済産業省） 「毎月勤労統計調査」（厚生労働省） 「第3次産業活動指数」（経済産業省） 「内閣府資料」（内閣府） |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|--|---|--|
| イ 保健衛生業 | <p>分割比率：「年度統計」の診療報酬等確定金額の自県分の対全国比</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>イ ○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」</p> <p>分割比率 ＝従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比</p> <p>従業者数：「経済センサス-活動調査」</p> <p>1人当たり現金給与：「毎月勤労統計調査」</p> | |
| ウ 社会福祉業 | <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>ウ ○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」</p> <p>分割比率 ＝従業者数×1人当たり現金給与の自県分の対全国比</p> <p>従業者数：「経済センサス-活動調査」</p> <p>1人当たり現金給与：「毎月勤労統計調査」</p> | |
| (2) 介護 | <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> <p>(2) ○ 産出額 ＝「介護保険事業状況報告」の{介護給付・予防給付費用額(福祉用具購入費と住宅改修費を除く)＋市町村特別給付費用額}＋自社開発ソフトウェア産出額</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> | |
| (3) (政府) 保健衛生、社会福祉 | (3) 「17 非市場生産者(政府)」参照 | |
| (4) (非営利) 社会福祉 | (4) 「18 非市場生産者(非営利)」参照 | |
| 16 その他のサービス (1) 自動車整備・機械修理業 ア 自動車整備業 | <p>16 産出額－中間投入額</p> <p>(1) ア ○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」</p> <p>分割比率：「自動車保有台数」の自動車保有車両数の自県分の対全国比</p> <p>○ 中間投入額＝産出額×全国値の中間投入比率</p> | <p>「自動車保有台数」(一般財団法人自動車検査登録情報協会)</p> <p>「交通関連統計資料集」(国土交通省)</p> <p>「経済センサス-活動調査」(経済産業省)</p> <p>「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)</p> <p>「第3次産業活動指数」(経済産業省)「内閣府資料」(内閣府)</p> |
| イ 機械修理業 | <p>イ ○ 産出額 ＝全国値×年度転換比率×分割比率</p> | |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|--|--|---|
| <p>(2) 会員制企業団体 (3) 娯楽業 (4) 洗濯・理容・美容・浴場業 (5) その他の対個人サービス業</p> <p>(6) (政府) 社会教育</p> <p>(7) (非営利) 社会教育 (8) (非営利) その他</p> <p>17 非市場生産者 (政府)</p> <p>18 非市場生産者 (非営利)</p> | <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」</p> <p>分割比率 = 従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比</p> <p>従業者数：「経済センサス-活動調査」</p> <p>1人当たり現金給与：「毎月勤労統計調査」</p> <p>○ 中間投入額 = 産出額 × 全国値の中間投入比率</p> <p>(2)～(5) ○ 産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数／暦年指数」</p> <p>分割比率 = 従業者数 × 1人当たり現金給与の自県分の対全国比</p> <p>従業者数：「経済センサス-活動調査」</p> <p>1人当たり現金給与：「毎月勤労統計調査」</p> <p>○ 中間投入額 = 産出額 × 全国値の中間投入比率</p> <p>(6) 「17 非市場生産者 (政府)」参照</p> <p>(7)、(8) 「18 非市場生産者 (非営利)」参照</p> <p>17 非市場生産者 (政府) は、費用の合計をもって産出額とする。</p> <p>○ 産出額 = 雇用者報酬 + 中間投入 + 固定資本減耗 + 生産・輸 入品に課される税</p> <p>[雇用者報酬] = 現金・現物による賃金、俸給 + 社会保障基金 + その他 に対する雇主の拠出金 + 公務員住宅賃貸の差額家賃</p> <p>[中間投入] = 中間投入額 + FISIM 消費額 - ソフトウェア</p> <p>FISIM 消費額：分配系列「利子」で推計する制度部門 別の額</p> <p>ソフトウェア = 中間投入に占めるソフトウェアの自県分の全国 比 × 自県分の中間投入額</p> <p>[固定資本減耗] = 経済活動別産出額 (固定資本減耗を除く) × 全国の 経済活動別固定資本減耗額 / 全国の経済活動別産出 額 (固定資本減耗を除く)</p> <p>[生産・輸入品に課せられる税] 国有財産等所在市町村交付金、消費税、自動車重量税等</p> <p>18 産出額 - 中間投入額 ○ 産出額 = 全国値 × 年度転換比率 × 分割比率</p> <p>年度転換比率：「第3次産業活動指数」から「年度指数 ／暦年指数」</p> | <p>「決算書」(県会計管理 課) 「地方財政状況調査表」 「市町村税財政資料集」 「地方公営企業決算状 況」 (県市町村課) 「埼玉県税務概況」(県 税務課) 「照会資料」(県内国出 先機関等) 「内閣府資料」(内閣 府)</p> <p>「経済センサス-活動調 査」(経済産業省) 「毎月勤労統計調査」 (厚生労働省) 「第3次産業活動指数」 (経済産業省)</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|---|--|---|
| <p>19 企業内研究開発の R&D 産出額及び自社開発ソフトウェア産出額</p> | <p>分割比率 = 従業者数 × 1 人当たり現金給与の自県分の対全国比</p> <p>従業者数：「経済センサス-活動調査」</p> <p>1 人当たり現金給与：「毎月勤労統計調査」</p> <p>○ 中間投入額 = 経済活動別産出額 × 全国の経済活動別中間投入比率</p> <p>19 経済活動別企業内研究開発の R&D 産出額 = 全国の経済活動別企業内研究開発の R&D 産出額 × 分割比率</p> <p>分割比率：「研究者・技術者」の自県分の経済活動別対全国比</p> <p>〔対応する経済活動〕 農林水産業の一部、製造業、電気・ガス・水道業の一部、建設業、運輸・郵便業の一部、情報通信業、金融・保険業、保健衛生・社会事業のうち医療業</p> <p>経済活動別自社開発ソフトウェア産出額 = 自県の経済活動別産出額 × 分割比率</p> <p>分割比率 = 全国の経済活動別自社開発ソフトウェア産出額 / 全国の経済活動別産出額（自社開発ソフトウェア産出額を除く）</p> | <p>「内閣府資料」（内閣府）</p> <p>「内閣府資料」（内閣府） 「国勢調査」（総務省）</p> |
| <p>20 輸入品に課される税・関税</p> | <p>20 全国の当該係数 × 分割比率（一括して欄外処理）</p> <p>分割比率：経済活動別県内総生産の「小計（経済活動の小計）」の自県分の対全国比</p> | <p>「内閣府資料」（内閣府）</p> |
| <p>21（控除）総資本形成に係る消費税</p> | <p>21 支出系列の総固定資本形成及び在庫変動の仕入税額控除できる消費税額の合計値を、同額一括控除</p> | |
| <p>22 固定資本減耗 (1) 市場生産者</p> <p>(2) 非市場生産者（政府）</p> <p>(3) 非市場生産者（非営利）</p> | <p>22 (1) 自県の経済活動別産出額 × 分割比率</p> <p>分割比率：全国の経済活動別固定資本減耗 / 全国の経済活動別産出額</p> <p>(2) 「17 非市場生産者（政府）」の〔固定資本減耗〕参照</p> <p>(3) 県別経済活動別産出額 × 分割比率</p> <p>分割比率：全国の経済活動別固定資本減耗 / 全国の経済活動別産出額</p> | <p>「内閣府資料」（内閣府）</p> <p>「内閣府資料」（内閣府）</p> |
| <p>23 生産・輸入品に課される税（控除）補助金</p> | <p>23 全国の当該係数 × 分割比率</p> <p>分割比率：総生産の自県分の対全国比</p> | |

(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|---|---|---|
| <p>1 雇用者報酬</p> <p>(1) 賃金・俸給</p> <p>ア 現金給与</p> <p>(ア) 農業</p> <p>(イ) 林業</p> <p>(ウ) 水産業</p> <p>(エ) 農林水産業以外の産業(教育、公務を除く)</p> <p>(オ) 教育</p> <p>(カ) 公務</p> <p>(キ) 臨時・日雇</p> <p>(ク) 農林水産業の有給家族従業者</p> <p>イ 役員給与手当</p> <p>ウ 議員歳費等</p> <p>エ 現物給与</p> | <p>1</p> <p>(1) 各産業別・従業上の地位別就業者数は、国勢調査を基準とし、その他の調査で補間・補外する。</p> <p>ア</p> <p>(ア) 農家分＋農業法人事業体分</p> <p>農家分 ＝販売農家1戸当たり農業雇人費×販売農家戸数</p> <p>農業法人事業体分 ＝1人当たり雇用者報酬(全国平均) ×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 ×都道府県別農業法人雇用者数</p> <p>(イ) 林家分＋林業法人事業体分</p> <p>林家分 ＝林業の県内純生産×林野面積の県別個人分割合 ×雇用労賃率</p> <p>林業法人事業体分 ＝1人当たり雇用者報酬(全国平均) ×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 ×都道府県別林業法人雇用者数</p> <p>(ウ) 水産業の県内純生産(生産者価格表示)×雇用労賃率</p> <p>(エ) 経済活動別常用者の賃金・俸給 ＝常用雇用者数×常用雇用者1人当たり賃金・俸給</p> <p>常用雇用者1人当たり賃金・俸給 ＝{(30人以上の1人当たり現金給与総額×30人以上の常用雇用者数) ＋(29人以下の1人当たり現金給与総額×29人以下の常用雇用者数)} ／(30人以上の常用雇用者数＋29人以下の常用雇用者数)</p> <p>常用雇用者数 ＝(産業別雇用者数×二重雇用比率)－臨時・日雇従業者数</p> <p>県内居住県外常用雇用就業者の現金給与は、県外就業先毎に県内就業者と同様に求める。</p> <p>(オ) 「照会資料」及び「学校基本調査」により求める。</p> <p>(カ) 「照会資料」により求める。</p> <p>(キ) 臨時・日雇の雇用者数×臨時・日雇1人当たり年間現金給与額</p> <p>臨時・日雇の雇用者数 ＝臨時・日雇の人数割合×産業別雇用者数×二重雇用比率</p> <p>臨時・日雇の1人当たり年間現金給与額 ＝常用雇用者の1人当たり現金給与総額×臨時・日雇賃金比率</p> <p>(ク) 農林水産業有給家族従業者1人当たり年間平均給与×農林水産業有給家族従業者数</p> <p>イ 産業別常用雇用者1人当たり現金給与×役員給与格差×役員数</p> <p>ウ 県議会議員歳費・委員報酬＋市町村議会議員歳費・委員報酬＋国会議員歳費・委員報酬</p> <p>エ 現金給与と所得×現物給与比率</p> | <p>「農業経営統計調査」(農林水産省)</p> <p>「国民経済計算」、「内閣府資料」(内閣府)</p> <p>「法人企業統計」(財務省)</p> <p>「経済センサス」(経済産業省)</p> <p>「林業経営統計調査」、「農林業センサス」(農林水産省)</p> <p>「毎月勤労統計調査」(厚生労働省、県統計課)</p> <p>「民間給与実態統計調査」(国税庁)</p> <p>「国勢調査」(総務省)</p> <p>「就業構造基本調査」(総務省)</p> <p>「学校基本調査」(文部科学省)</p> <p>「財政収支調査」(県統計課)</p> <p>「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)</p> <p>「地方公務員給与実態調査」(県市町村課)</p> <p>「住宅・土地統計調査」(総務省)</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|--|---|--|
| <p>オ 給与住宅差額家</p> <p>(2) 雇主の社会負担 ア 雇主の現実社会負担</p> <p>イ 雇主の帰属社会負担</p> | <p>オ $(\text{市中家賃}(\text{円}/\text{m}^2) - \text{給与住宅家賃}(\text{円}/\text{m}^2)) \times \text{給与住宅床面積}(\text{m}^2)$</p> <p>(2)</p> <p>ア-(7) 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担 年金、労働保険、共済組合、組合管掌健康保険、児童手当及び子ども手当、社会保障基金、介護保険等</p> <p>ア-(1) その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担 確定給付企業年金、勤労者退職金共済機構等</p> <p>イ-(7) 雇主の帰属年金負担 = 現在勤務増分 + 年金制度の手数料 - 雇主の現実年金負担</p> <p>イ-(1) 雇主の帰属非年金負担 公務員等の退職一時金、公務災害補償費、財形貯蓄制度に対する奨励金・給付金、団体生命保険料等の保険料等の雇主負担分等</p> | <p>「事業年報」(全国健康保険協会)</p> <p>「厚生年金保険・国民年金事業年報」、「児童手当事業年報」、「介護保険事業状況報告」(厚生労働省)</p> <p>「照会資料」(各共済組合)</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|---|---|--|
| <p>2 営業余剰・混合所得</p> <p>(1) 金融・保険業 ア 民間 イ 公的</p> <p>(2) 家計（個人企業） ア 営業余剰（住宅賃貸業（持ち家）） イ 混合所得</p> <p>(3) 非金融法人企業 ア 公的非金融法人企業</p> | <p>2 生産系列で推計した営業余剰・混合所得を次の制度部門に分割し、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）の3部門に計上する。 営業余剰・混合所得の分割部門 ・金融・保険業（民間・公的） ・非金融法人企業（民間、公的） ・個人企業（持ち家、農林水産業、その他の産業）</p> <p>(1) ア 民間 民間金融・保険業営業余剰 ＝金融・保険業営業余剰－公的金融法人企業営業余剰</p> <p>イ 公的 公的金融・保険業営業余剰 ＝全国営業余剰×対全国比 ※対全国比は、貸出残高等による。</p> <p>(2) ア 営業余剰（住宅賃貸業（持ち家）） ＝持ち家帰属家賃×全国の営業余剰率</p> <p>イ 混合所得 (r) 農林水産業 ＝同業営業余剰・混合所得－民間法人企業営業余剰 営業余剰・混合所得：生産系列の前経済活動の営業余剰・混合所得の金額 民間法人企業営業余剰 ＝民間法人企業所得×農林水産業割合×営業余剰への転換比率 民間法人企業所得 ＝営業余剰・混合所得合計×民間法人企業所得（営業余剰＋財産所得）÷営業余剰・混合所得合計 農林水産業割合 ＝農林水産業法人事業税調定額÷全産業法人事業税調定額 農林水産業所得営業余剰転換比率 ＝全国農林水産業個人企業の混合所得÷全国農林水産業個人企業の企業所得 (i) その他の産業 ＝本業混合所得＋内職混合所得＋兼業混合所得 本業混合所得 ＝一個人企業当たり本業混合所得×個人企業数 一個人企業当たり本業混合所得 ＝全国値×所得格差 所得格差：「国税庁統計年報」により求める。 個人企業数＝業主数－内職者数 内職混合所得 ＝一個人企業当たり本業混合所得×内職所得比率×内職者数 兼業混合所得 ＝本業混合所得×全国の兼業比率</p> <p>(3) ア 公的非金融法人企業 ＝全国営業余剰×対全国比 ※対全国比は、貸出残高等による</p> | <p>「住宅・土地統計調査」（総務省）</p> <p>「農林業センサス」（農林水産省） 「照会資料」（県税務課） 「国勢調査」（総務省） 「内閣府資料」、「国民経済計算」（内閣府）</p> <p>「国税庁統計年報」（国税庁） 「国勢調査」（総務省）</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|---|---|---|
| <p>イ 民間非金融法人企業</p> <p>3 財産所得</p> <p>(1) 利子</p> <p>ア 非金融法人企業</p> <p>イ 金融機関</p> <p>ウ 地方政府等</p> <p>エ 家計</p> | <p>イ 民間非金融法人企業 =営業余剰-家計(個人企業)の営業余剰-公的企業営業余剰-民間金融法人企業営業余剰</p> <p>3 (1) ア 非金融法人企業(受取・支払) FISIM 調整後受取利子 =FISIM 調整前受取利子+FISIM 貸し手側消費額 FISIM 調整後支払利子 =FISIM 調整前支払利子-FISIM 借り手側消費額</p> <p>FISIM 調整前受取利子=全国値×営業余剰の対全国比※ FISIM 貸し手側消費額=全国値×分割比率 FISIM 調整前支払利子=県営業余剰※×全国支払利子÷全国営業余剰※ FISIM 借り手側消費額=全国値×分割比率</p> <p>イ 金融機関(受取・支払) (ア)民間金融機関 FISIM 調整後受取利子 =FISIM 調整前受取利子+FISIM 貸し手側消費額-FISIM 借り手側産出額 FISIM 調整後支払利子 =FISIM 調整前支払利子-FISIM 借り手側消費額+FISIM 貸し手側産出額</p> <p>FISIM 調整前受取利子=金融機関+生命保険+年金基金+非生命保険「照会資料」等による FISIM 貸し手側消費額=全国値×分割比率 FISIM 借り手側産出額=全国値×分割比率 FISIM 調整前支払利子=金融機関+生命保険+非生命保険 FISIM 借り手側消費額=全国値×分割比率 FISIM 貸し手側産出額=全国値×分割比率</p> <p>(イ)公的金融機関 FISIM 調整前支払利子 =金融機関+生命保険+年金基金+非生命保険 FISIM 調整前受取利子 =金融機関+生命保険+年金基金+非生命保険「照会資料」等による</p> <p>ウ 地方政府等(受取・支払) FISIM 調整後受取利子 =FISIM 調整前受取利子+FISIM 貸し手側消費額 FISIM 調整後支払利子 =FISIM 調整前支払利子-FISIM 借り手側消費額</p> <p>FISIM 調整前受取利子=県及び市町村+地方社会保障基金 FISIM 貸し手側消費額=全国値×分割比率 FISIM 調整前支払利子:「地方財政状況調査表」 FISIM 借り手側消費額=全国値×分割比率 県及び市町村:決算額等による 地方社会保障基金=全国値×収納済額の対全国比</p> <p>エ 家計(支払・受取) (ア)家計のFISIM 調整後支払利子 =全国値×負債現在高対全国比-FISIM 借り手側消費額</p> <p>a 消費者としての家計(支払) 借り手側FISIM 消費額=全国値×分割比率</p> <p>b 個人企業・農林水産業(支払) 農林水産業の支払利子 =FISIM 調整前支払利子-FISIM 借り手側消費額</p> | <p>「国民経済計算」、「内閣府資料」(内閣府)</p> <p>※営業余剰が負値の場合は、自県分従業員数の対全国比</p> <p>「金融経済統計月報」(日本銀行) 「照会資料」(県農業共済組合)</p> <p>「国民経済計算」、「内閣府資料」(内閣府) 「財政収支調査」(県統計課) 「地方財政状況調査表」(財政課・県市町村課) 「決算に関する付属書類」(県会計管理課) 「預金・貸出関連統計」(日本銀行) 「市町村公営企業決算概況」(県市町村課) 「経済センサス」(経済産業省)</p> <p>「金融経済統計月報」(日本銀行) 「国勢調査」(総務省) 「家計調査」(総務省) 「住宅・土地統計調査」(総務省) 「農林業センサス」(農林水産省) 「内閣府資料」(内閣府) 「全国消費実態調査」(総務省)</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|----|--|---|
| | <p>FISIM 調整前支払利子 = 全国値×農家・林家数の対全国比 FISIM 借り手側消費額 = 全国値×農家・林家数の対全国比</p> <p>c 個人企業・その他の産業（非農林水産、非金融）（支払） 非農林水産業の支払利子 = FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額</p> <p>FISIM 調整前支払利子 = 全国値×個人企業数（農林水産業を除く）対全国比 FISIM 借り手側消費額 = 全国値×分割比率</p> <p>d 個人企業・持ち家（支払） 持ち家の支払利子 = FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額</p> <p>FISIM 調整前支払利子 = 全国値×貸出残高対全国比 FISIM 借り手側消費額 = 全国値×分割比率</p> <p>(イ) 家計の FISIM 調整後受取利子 = FISIM 調整前受取利子 + FISIM 貸し手側消費額</p> <p>FISIM 調整前受取利子 預貯金利子 一般預貯金利子 = 全国値×個人預金残高の対全国比 社内預金利子 = 全国値×個人預金残高の対全国比 有価証券利子 = 全国値×個人預金残高の対全国比 信託利子 = 全国値×個人預金残高の対全国比</p> <p>FISIM 貸し手側消費額 = 全国値×分割比率</p> <p>オ 対家計民間非営利団体</p> <p>(2) 法人企業の分配所得 ア 非金融法人企業</p> <p>(7) 民間企業の分配所得（支払・受取） = 全国値×営業余剰の対全国比※ (イ) 公的企業の分配所得（支払・受取）：財政収支調査</p> <p>イ 金融機関</p> <p>(7) 民間企業の分配所得（支払・受取） = 全国値×営業余剰の対全国比※ (イ) 公的企業の分配所得（支払・受取）：財政収支調査</p> <p>ウ 地方政府等 地方政府等の分配所得（受取）：財政収支調査</p> <p>エ 家計 家計の分配所得（受取） = 全国値×申告所得のうち配当所得の対全国比</p> <p>オ 対家計民間非営利団体</p> <p>(3) その他の投資所得 ア 保険契約者に帰属する投資所得</p> <p>(7) 非金融法人企業 a 非生命保険の帰属収益（受取）：非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払額</p> | <p>「照会資料」（県農業共済組合） 「固定資産の価格等の概要調査」（県市町村課）</p> <p>「照会資料」（独立行政法人住宅金融支援機構） 「金融経済統計月報」（日本銀行）</p> <p>「国民経済計算」、「内閣府資料」（内閣府） 「経済センサス」（経済産業省）</p> <p>※営業余剰が負値の場合は、自県分従業員数の対全国比 「財政収支調査」（県統計課）</p> <p>「財政収支調査」（県統計課）</p> <p>「財政収支調査」（県統計課）</p> <p>「国税庁統計年報書」（国税庁）</p> <p>「国民経済計算」、「内閣府資料」（内閣府） 「経済センサス」（経済産業省）</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|----|---|--|
| | <p>b 定型保障の帰属収益（受取） 全国信用保証協会の定型保証 =帰属収益の支払額×家計部門割合</p> <p>(イ) 金融機関</p> <p>a 生命保険の帰属収益（支払） 民間生命保険： 生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払額 公的生命保険＝全国値×保険収支等対全国比</p> <p>b 非生命保険の帰属収益（支払・受取） 民間非生命保険（支払） ＝全国値×保険収支等対全国比 民間非生命保険（受取） ＝全国値×営業余剰の対全国比※</p> <p>c 定型保証の帰属収益（支払） 定型保証機関の運用資産の財産運用収益</p> <p>d 保険契約者配当（支払） ＝県合計値×全国部門別比率</p> <p>(ウ) 地方政府等 本邦損害保険会社の支払額</p> <p>(エ) 家計</p> <p>a 生命保険の帰属収益（受取） 生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払額</p> <p>b 非生命保険の帰属収益（受取） 非生命保険の保険契約者に帰属する投資所得の支払額</p> <p>c 定型保証の帰属収益（受取） 全国信用保証協会 ＝帰属収益の支払額×家計部門割合 住宅ローン保証機関 ＝帰属収益の支払額 農林漁業信用基金（林業信用保証制度） ＝全国値×産出額比率</p> <p>d 保険契約者者配当（受取） ＝県合計値×全国部門別比率</p> <p>(オ) 対家計民間非営利団体</p> <p>a 民間非生命保険（支払） ＝県合計値×全国部門別比率</p> <p>イ 年金受給権に係る投資所得</p> <p>(ア) 金融機関（支払） ＝年金受給権にかかる投資所得の支払額</p> <p>(イ) 家計（受取） ＝年金受給権にかかる投資所得の支払額</p> <p>ウ 投資信託投資者に帰属する投資所得</p> <p>(ア) 金融機関（支払） ＝投資信託投資者に帰属する投資所得の支払額×家計分割合</p> <p>(イ) 金融機関（受取）＝金融機関（支払）-家計（受取）</p> <p>(ウ) 家計（受取）＝支払額×家計分割合</p> | <p>「家計調査」（総務省）</p> <p>※営業余剰が負値の場合は、自県分従業員数の対全国比</p> <p>「家計調査」（総務省）</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|--|---|--|
| <p>(4) 賃貸料</p> <p>ア 非金融法人企業</p> <p>イ 金融機関</p> <p>ウ 地方政府等</p> <p>エ 家計</p> <p>オ 対家計民間非営利団体</p> | <p>(4) 土地の賃借料＝制度部門別土地の総賃借料－制度部門別土地税</p> <p>ア 非金融法人企業（支払・受取） (ア) 民間企業＝全国値×分割比率 ※ 分割比率は、「固定資産の価格等の概要調書」により対全国比を求める。</p> <p>(イ) 公的企業 財政収支調査による</p> <p>イ 金融機関（支払） ＝全国粗支払地代×分割比率－土地税 ※ 分割比率は、「固定資産の価格等の概要調書」により対全国比を求める</p> <p>ウ 地方政府等 (ア) 県、市町村（支払・受取） 「地方税制状況調査表」、「市町村の財政状況」等</p> <p>(イ) 地方社会保障基金（支払・受取） 決算書等</p> <p>エ 家計 (ア) 農林水産業（支払・個人企業） ＝10アール当たり賃貸料×県別借入耕地面積－土地税 農林水産業（受取） ＝家計の支払賃貸料×賃貸料比率</p> <p>(イ) 非農林水産業（支払・個人企業） ＝持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率－土地税 修正倍率：「全国消費実態調査」と「家計調査」の地代の割合 地代 支払地代に国の受取・支払粗賃貸料を乗じて推計</p> <p>(ウ) 持ち家（支払・個人企業） ＝持ち家のうち、店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代×修正倍率－土地税</p> <p>オ 対家計民間非営利団体（支払・受取） ＝全国値×従業者数対全国比</p> | <p>「固定資産の価格等の概要調書」（県市町村課）</p> <p>「固定資産の価格等の概要調書」（県市町村課）</p> <p>「地方財政状況調査表」（県財政課・市町村課）</p> <p>「田畑価格及び賃貸料調」（日本不動産研究所） 「農林業センサス」（農林水産省）</p> <p>「住宅・土地時計調査」（総務省） 「家計調査」（総務省） 「全国消費実態調査」（商務省）</p> <p>「照会資料」（独立行政法人住宅金融支援機構）</p> <p>「経済センサス」（経済産業省）</p> |

(3) 県内総生産(支出側)

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|------------------------------------|---|--|
| <p>1 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出</p> | <p>1 (1) 県の13目的別消費支出額 =国の13目的別消費支出額(民ベース転換)×消費支出額の分割比率</p> <p>消費支出額の分割比率 =県の消費額/国の消費額 県(国)の消費額 =県(国)の1世帯当たり支出額〔全国消費実態調査ベース〕×県(国)の世帯数〔国勢調査ベース〕+県(国)の直接推計項目推計値(2人以上、単身世帯別)</p> <p>※「全国家計構造調査」、「国勢調査」の調査年次以外は、それぞれ補間、補外により推計</p> <p>直接推計項目推計値 = (生命保険サービス+年金基金サービス+証券手数料+FISIM消費額)+(家賃+非生命保険サービス+自動車購入費+医療費〔自己負担分〕+介護費〔自己負担分〕)</p> <p>〔生命保険サービス〕=生命保険の産出額 〔年金基金サービス〕=年金基金の産出額 〔証券手数料〕 =全国値×(2人以上世帯数×1世帯当たり有価証券現在高)の対全国比 〔FISIM消費額〕 =「消費者家計FISIM消費額」(分配系列) 〔家賃(持ち家の帰属家賃を含む)〕 =住宅総床面積×単価(1㎡当たり家賃) 単価=住宅種類別家賃総額/床面積 床面積=居住専用床面積+居住併用床面積 居住専用床面積=住宅数×1住宅当たり床面積 居住併用床面積=住宅数×1住宅当たり床面積×居住割合 〔非生命保険サービス料〕 =非生命保険産出額×家計割合 〔自動車購入費〕 =全国値の自動車の家計消費支出額×分割比率 分割比率:自動車購入額の自県分の対全県計比 県(国)の自動車購入額 =県(国)普通車の新車登録台数×普通車の平均単価×県(国)家計割合+県(国)小型車の新車登録台数×小型車の平均単価×県(国)家計割合+県(国)軽自動車の新車登録台数×軽自動車の平均単価×県(国)家計割合 〈家計割合〉 =県(国)産業連関表の「乗用車の家計消費支出/{乗用車総固定資本形成(公的+民間)+乗用車の家計消費支出}」の割合 〔医療費〕、〔介護費〕(自己負担分) =全国値を分割推計から控除後、生産系列で推計した自己負担分を別途計上</p> <p>※ 国の13目的別消費支出額(民ベース転換)は、「居住者家計の海外での直接購入」及び「非居住者家計の国内での直接購入」を平成27年産業連関表(全国表)の「輸入(直接購入)」及び「輸出(直接購入)」の品目構成比で分割し、民間家計支出額に前者を加算、後者を控除して算出。</p> | <p>「全国消費実態調査」 「全国家計構造調査」(総務省) 「国勢調査」(総務省) 「国民経済計算」 「内閣府資料」(内閣府)</p> <p>「住宅・土地統計調査」(総務省) 「建築着工統計調査」(国土交通省)</p> <p>「消費者物価指数」(総務省)</p> <p>「内閣府資料」(内閣府) 「軽自動車新車新規車種別・銘柄別・都道府県別検査(販売)台数」(全国軽自動車協会連合会) 「小売物価統計調査」(総務省)</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|----------------------|--|---|
| (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 | <p>(2)</p> <p>= (「非市場生産者（非営利）」部門の産出額（中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税）-（財貨・サービスの販売）-（自己勘定総固定資本形成（R&D））</p> <p>自己勘定総固定資本形成（R&D） = 全国値の「対家計民間非営利団体」の R&D×非市場生産者（非営利）産出額対全国比</p> <p>[全国値の「対家計民間非営利団体」の R&D] = 「国民経済計算」付表 22 固定資本マトリックス</p> <p>非市場生産者（非営利）産出額対全国比 = 県の非市場生産者（非営利）産出額計/全国値の非市場生産者（非営利）産出額</p> <p>[全国値の非市場生産者（非営利）産出額] = 「国民経済計算」付表 2</p> | <p>「国民経済計算」（内閣府）</p> |
| 2 地方政府等最終消費支出 | <p>2</p> <p>= (「非市場生産者（政府）」部門の産出額（地方政府等）-（財貨・サービスの販売）（地方政府等）-（自己勘定総固定資本形成（R&D））（地方政府等）+（現物社会移転（市場産出の購入））（地方政府等）</p> <p>[財貨・サービスの販売] 地方政府等の決算資料、照会資料から使用料、手数料等を計上</p> <p>自己勘定総固定資本形成（R&D） = 全国値の「一般政府」の R&D×非市場生産者（政府）産出額の対全国比</p> <p>[全国値の「一般政府」の R&D] 「国民経済計算」付表 22 固定資本マトリックス</p> <p>[現物社会移転（市場産出の購入）] 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分</p> | <p>「国民経済計算」「内閣府資料」（内閣府） 「財政収支調査」（県統計課） 「地方財政状況調査」（県財政課・市町村課） 「各決算書」</p> |
| 3 県内総資本形成 | <p>3</p> <p>投資額（修正グロス表示） = A 投資額（グロス表示）- B 仕入れに係る消費税の控除額</p> | <p>「建設投資見通し」 「建設総合統計年度報」（国土交通省） 「地方財政統計年報」（総務省）</p> |
| A 投資額 (1) 総固定資本形成 | <p>A</p> <p>(1)</p> <p>① 住宅投資 ア 民間住宅 = 住宅投資総額（グロス表示）- 公的住宅（グロス表示）</p> <p>住宅投資総額 = (民間住宅（改装・改修以外）+ 公的住宅）×居住用年度計工事費の対全国比+民間住宅（改装・改修）×維持・修繕工事費の対全国比</p> <p>イ 公的住宅 [中央政府]：住宅建設費（照会資料） [地方政府]：住宅費（地方財政統計年報） [県住宅供給公社]：住宅建設費（照会資料） ※用地費、補償費は控除</p> <p>② 民間企業設備 資産分類別に以下の項目を推計する。 ア 製造業 有形固定資産額+建設仮勘定の対全国比 イ 製造業以外 県総生産額（製造業以外）×国民経済計算の総生産に対する民間企業設備の比率（製造業以外） (7) 育成生物資源</p> | <p>「照会資料」（国出先機関、県住宅供給公社など）</p> <p>「経済構造実態調査」（経済産業省） 「国民経済計算」（内閣府）</p> |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|------------------------|--|--|
| | <p>=「果実(果樹)＋乳牛＋その他の畜産」の産出額×対全国比</p> <p>(f) 研究開発及びコンピュータ・ソフトウェア =県総生産額×国民経済計算の総生産に占める研究・開発及びコンピュータ・ソフトウェアの投資額の比率</p> <p>(g) 娯楽作品原本 =県の「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」売上額合計－(NHKの受信料収入＋交付金収入(放送受信契約数で県別按分))×対全国比</p> <p>③ 公的企業設備 決算書等から集計した企業設備額＋国の公的企業のR&D投資額比率＋娯楽作品原本(国民経済計算の固定資本マトリックス×「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」売上額合計の対全国比)</p> <p>④ 一般政府 =建設事業費＋災害復旧事業費－(用地費＋補償費)＋コンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資額</p> <p>R&D投資額 =上記の推計値×全国値の一般政府のコンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資額/全国値の一般政府の総固定資本形成額(コンピュータ・ソフトウェア及びR&D投資額を除く)</p> | <p>「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省) 「NHK年鑑」 (日本放送協会)</p> <p>「財政収支調査」 (県統計課) 「公営企業決算書」 (県企業局) 「市町村公営企業決算概況」(県市町村課) 「病院事業決算書」 (地方独立行政法人埼玉県立病院機構) 「国民経済計算」 「内閣府資料」(内閣府)</p> |
| (2) 在庫変動 | <p>(2) 以下の手順で、民間、公的別に推計</p> <p>① 全国値より産出額に対する名目在庫残高比率を算出 全国の名目在庫残高/全国の名目産出額</p> <p>② 自県の名目残高を算出 =自県の名目産出額×①</p> <p>③ 自県の実質在庫残高を算出 =②/在庫残高デフレーター(年度末)</p> <p>④ 自県の実質在庫変動を算出 =年度末実質在庫残高－前年度末実質在庫残高</p> <p>⑤ 自県の名目在庫変動を算出 =④×在庫変動デフレーター(年度平均)</p> | <p>「国民経済計算」 「内閣府資料」(内閣府)</p> |
| B 税額控除額 (1) 総固定資本形成 | <p>B</p> <p>(1)</p> <p>① 住宅投資(民間、公的とも)税額控除なし</p> <p>② 民間企業設備 =投資額(修正グロス表示)×投資税額控除比率</p> <p>③ 公的企業設備 =投資額(グロス表示)×投資税額控除比率</p> <p>④ 一般政府 税額控除なし</p> <p>(2) 在庫変動</p> <p>在庫変動についての投資税額控除比率は全国の比率を準用する。</p> <p>控除額 =在庫変動額(修正グロス表示)×(控除)総資本形成に係る消費税/在庫変動(修正グロス表示)</p> | <p>「国民経済計算」 「内閣府資料」(内閣府)</p> <p>「財政収支調査」 (県統計課) 「地方財政状況調査票」 (県財政課・市町村課)</p> <p>「内閣府資料」 「国民経済計算」(内閣府)</p> |
| 4 財貨・サービスの移出入(純) | <p>4</p> <p>=財貨・サービスの移出(FISIM除く)－財貨・サービスの移入(FISIM除く)＋FISIMの移出入(純)</p> | |

| 項目 | 推計方法 | 基礎資料 |
|--|---|----------------------------|
| <p>(1) 移出 (FISIM 除く)</p> <p>(2) 移入 (FISIM 除く)</p> <p>(3) FISIM の移出入 (純)</p> <p>5 統計上の不突合</p> | <p>(1)</p> <p>① 産業連関表に基づく移出額の推計</p> <p>ア 産業連関表公表年</p> <p>(7) 移出額、生産額を県産業連関表より供給部門別にとる。</p> <p>(4) (7)から供給部門別の移出額、生産額から、移出率 (移出額/生産額) を求める。</p> <p>(7) (4)で求めた経済活動別産出率を、生産系列で求めた経済活動別産出額に乘じ、経済活動別移出額を算出する。</p> <p>イ 中間年</p> <p>ア (4)で求めた移出率を中間年においても準用し、推計年度の経済活動別産出額に乘じ、経済活動別移出額を算出する。</p> <p>② 政府サービス生産等の算出のうち準地域への移出額の推計</p> <p>移出総額</p> <p>= 経済活動別移出額 (①ア又はイ) + 非市場生産者 (政府) の産出額 (中央政府等) - 財貨・サービスの販売 (中央政府等) - 自己勘定総固定資本形成 (R&D) (中央政府等)</p> <p>(2)</p> <p>① 産業連関表公表年</p> <p>(経済活動別中間投入額 + 民間最終消費支出額 + 一般政府最終消費支出額 + 総資本形成額) × 産業連関表の移入率</p> <p>部門別需要額 = 需要額 × 産業連関表の列構成比</p> <p>産業連関表の移入率 = 移入額 ÷ 県内需要合計</p> <p>② 中間年</p> <p>①で求めた移入率を中間年においても準用し、推計年度の中間投入額、民間最終消費支出額、一般政府最終消費支出額、総資本形成額に①の移入率を乘じて部門別金額を算出する。</p> <p>(3) 「移出入 (純)」 (= 移出 - 移入) として推計する。</p> <p>FISIM 移出入 (純)</p> <p>= FISIM 県内産出額 - FISIM 県内消費額の合計</p> <p>FISIM 県内消費額</p> <p>= 県内生産活動部門の FISIM 中間消費額 + 最終需要部門の FISIM 消費額</p> <p>5</p> <p>= 県内総生産 (生産側) - (民間最終消費支出 + 地方政府等最終消費支出 + 県内総資本形成 + 財貨・サービスの移出入 (純))</p> | <p>「県産業連関表」 (県統計課)</p> |